



私は理解しております。

先ほど触れました犯罪被害者等基本計画におきましては、「少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従つた施策を実施する。」ということが記載されています。

今回の法律案要綱を審議、検討した法制審議会の少年法部会におきましても、被害者の御遺族の方々からヒアリングを行いました。お話を伺いましたが、した方の多くは、少年審判の傍聴をぜひ認めていただきたいという強い御意見をお持ちでした。こうした御遺族の方々の思いは、まさに犯罪被害者等基本法に規定されている犯罪被害者等の尊厳ふさわしい待遇に適合するという認識を深くしたところです。

て設計し実現するに当たっては、少年法という法律の最も基本的な理念、目的は何であって、少年法が、刑事裁判とは異なつて一般公衆の審判傍聴権を認めない、非公開で審理するという法制制度を採用しているのはなぜであるかということをやはり基本から考えて押さえておくことが極めて重要であろうと思います。

少年法は、非行を犯してしまった少年の将来に向けての健全育成を期することを究極の目的としております。被害者の方々の御要望があるからといって、それだけで無条件で少年審判の傍聴を認めるということにいたしますと、審判を受ける少年の置かれた状況というのはさまざまでありますから、場合によっては、健全育成を期すために施される少年審判自体の働き、機能が損なわれてしまうおそれも考えられないわけではあります。少年審判の場は、刑事裁判のような刑事責任を確定するという場ではなくて、裁判官や関係者などが少年の健全育成を期して、対象少年の心情の安定をも配慮しつつその内面に深く立ち入つていわゆる内省の深化を図る、そういう働きかけをする場でもある、いわばカウンセリング的な機能を果たしている場もあります。そのために、一般公

衆には非公開という制度がとられているというふうに考えられるわけです。

法制審議会の少年法部会においても、このような基本的な問題について突っ込んだ議論が行われました。そして、この法律案では、結論として、被害者の方々の直接傍聴を求める思いと、他方で少年の健全育成の両者のバランスを図るために、一つは、対象となる事件を殺人事件等の一定の重大事件に限っています。また、傍聬を個別にお認めするかどうかについては、裁判所が、少年の年齢ですとか心身の状態あるいは事件の性質、審判の進行状況その他さまざまなお事情を考慮して、きめ細かく傍聴をお認めするかどうかを判断するという仕組みになつております。ここで考慮されている事項というのは、私の理解では、ひいては少年法の基本目的に即し、これを阻害しない範囲でということを意味すると理解できるわけございまして、本法律案では、少年の健全育成に十分な配慮がなされているというふうに考えております。

こうしたことから、私は、本法律案に規定されました少年審判の傍聬という制度の創設につきまして、賛成したいと思います。

この少年審判の傍聬という制度の導入には、さまざまな反対する議論もございます。幾つかの反対の論点が示されております。

まず、これを認めると、少年が萎縮してしまつて十分な弁解ができるない結果、誤った認定がなされるのではないか、あるいは先ほど私が述べました、少年審判のケースワーク的あるいはカウンセリング的な機能が減退するのではないか、あるいは保安上不測の事態が生じかねないといった指摘がなされています。

こうした指摘につきまして、確かに、個別具体的にそのような場面が予測される事態はあろうかとは思います。しかし、それはいずれも、一律に被害者の方々の傍聬を否定する理由にはならないというふうに考えます。

本法律案では、先ほど述べましたとおり、裁判

所がさまざまなもので、裁判所が適正な判断、少年の反省を深める妨げになることなく、的確に審判を進行することができます。

なお、さらに、傍聴が認められた期日でありましても、事件の性質上、例えば少年審判の場合には、家族関係の高度の秘密事項などプライバシーに深くかかわる事項を取り扱うような場合には、その場面に限って被害者の方に退席していただくという措置をとることも当然可能であろうと思われます。したがいまして、指摘されるような問題には個別に適切な対処が可能である制度設計になつていると考えます。

次に、事実を知りたいという被害者の方々の要望については、既に法律的な手当がなされてい、る、例えば記録の閲覧、謄写の制度を活用することなどによつて、十分に対処することができるのではないかという指摘もございます。

この点につきましては、法制審議会におけるヒアリングにおいても明らかになりましたとおり、被害者の方々は審判の具体的な状況をいわばリアルタイムで直接見聞きしたいというふうに強く希望しておられますので、この要望は、記録の閲覧、謄写あるいは審判結果の通知といったいわば事後的な情報提供によつては十分対応することができないだろうというふうに考えます。

また、傍聴を認めなくとも、少年審判規則に基づく在席を認めることで対応できるのではないかという御指摘もあります。

しかしながら、この規則の本来的な趣旨、目的は、審判のために必要がある場合に、裁判所の方で少年の処遇や生活環境に關係の深い、例えば学校の先生ですとか雇い主等について審判への在席を認めるものであります。被害者の方が審判の状況を直接見聞きしたいという場合に在席傍聴を認めることは、法制度の運用のあり方として適切

ではないというふうに考えられます。次に、対象事件について申し上げます。

この法律案では、十四歳未満のいわゆる触法少年に係る事件についても対象事件としております。この点について、触法少年は精神的に未成熟である、年少であって特に保護の必要性が強いということと、傍聴の対象から一律に除くべきであるという御指摘もあります。

一般の国会で、少年事件における警察調査権限に係る法整備の際にも、御審議の過程で、年少者の脆弱性という観点から賢明な配慮規定が設けられたというふうに承知しているところでございました。

しかしながら、被害者の側が受けた被害は、例えれば一家の大黒柱のお父さんが殺されてしまった家族にとっては、犯人が十三歳であるか十四歳であるかということによって特別大きく変わることはありませんし、審判のやりとりを自分でその場で見聞きしたいという被害者あるいは遺族の思いも変わることはないだらうと思います。

また、特に触法少年については、御承知の通り、事件が刑事裁判になる、逆送されて公開の刑事裁判になる可能性が制度上ございませんので、被害者の方々にとって、少年が審理される過程を直接ご覧になる機会は少年審判の場しかありません。

触法少年が確かに精神的に未成熟であるということも踏まえて、しかし、先ほど述べた制度によつて裁判所がまさに少年の年齢や状態を考慮して個別事件ごとに適切に相当性の判断を行えば、この問題には対処できると思われます。触法少年であるということ、それだけで類型的に一切傍聴を認めないとすることは、適切な設計ではないだろうと考えております。ただ、立法政策として、例は大変少ないと思いますけれども、極めて低年齢の少年の事件を類型的に脆弱であるということで除外する立法政策はあり得ることであろうとは考えております。

また、傍聴の対象事件につきましては、過失犯

である業務上過失致死傷などの罪を含めることに反対する意見、逆に、性犯罪や生命重大危険を生じていないものの、体に重大な故障がある場合についても傍聴を認めるべきであるという御意見もござります。

この対象事件をどうやって切り分けるかという点は、理屈というよりはある意味で立法政策的な御決断に係る事項ですけれども、この点について、出発点であつた被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇の一環として少年審判の傍聴制度を設ける趣旨からいたしますと、特に個人の尊厳の根幹をなすのは人間の命でございますので、命に害をこうむつた被害者、遺族を傍聴の対象とするのを基本的な幹の部分と考えるのが一番その趣旨に合致するのではないかと思います。

これについては、そうしますと、命を奪われたという点では故意犯と過失犯で違ひはないだらうと考えられます。また、少年審判が非公開にされているという趣旨にかんがみますと、やはり、一般公衆ではなく、特別に被害者の方に傍聴を認めるととも、対象事件としては、殺人等、命が奪われた事件のように、特に被害者の方々が、あるいは遺族の方々が事実を強く知りたい、傍聴の利益が特に大きいだらうと思われる場合に限定するのが適切なのではないかと考えております。

次に、審判廷というのはかなり狭い場所でありますので、審判廷で傍聴を認めるのはさまざまな点で問題があるのではないかという指摘もあります。

この点、法制審議会の少年法部会では、家庭裁判所の審判廷を見学させていただきました。私も実際に審判廷で机やいすの配置を拝見いたしましたけれども、確かに狭い。通常の大きな刑事法廷とは様子は違いますけれども、少年や被害者等の座席、座る場所を工夫するなどによって、少年と被害者の間あるいは裁判官と少年の間にそれぞれ一定の距離を保つつ傍聴に対応することが現状で可能であろうというふうに思います。また、将来的には、傍聴制度ができれば、それを踏まえた

少年法二十二条は、審判は懇切を旨とし、和やかに行うとしております。これは、非行少年が環境や資質に大きな問題を抱えていることを踏まえ、まず少年からその悩みや不満を聞き取り、これを受け入れることが重要であることを示しています。

特に、重大な事件を起こした少年ほど、虐待、いじめなど、不遇な生育環境に置かれていた子供が多いことが明らかになっています。また、少年が発達障害を抱えているにもかかわらず、発達障害に対する周囲の大人の無理解により不適切な対応を受けていたために重大な事件に至つたという事例も多いのです。

そのような少年は、みずからが受け入れられるというプロセスを経ることによって、みずからが他人にもたらした被害に向き合うことができるようになります。そして、真に反省、内省を深めることになります。

少年が立ち直りに向けて心を開くことができるようとの目的から、少年審判は非公開とし、刑事法廷の五分の一定程度しかない狭い部屋で少年と裁判官が対話をするという手続になっています。ところが、事件発生からさほど日を経ていない段階で開かれる審判を被害者の方が傍聴するということがありますと、精神的に未熟で社会経験も乏しい少年は、心理的に萎縮し、率直に事実関係を説明したり、心情を語つたりすることが困難になります。

裁判官も、被害者の傍聴を意識して、君も大変だったね、つらかっただろうといった少年の心情に配慮する問いかけをためらうようになるでしょう。その結果、少年が心を開けず、少年の言い方が反映されない事実認定がなされる危険があるとともに、審判の教育的、福祉的機能が損なわれてしまうおそれが極めて大きいと言えます。

加えて、被害者の方が傍聴している状況では、少年の特性や生い立ち、家族関係の問題など、少年のプライバシーに深くかかる事項について、これを取り上げることが困難になります。そうな

りますと、少年の更生に最も適切な処遇選択が難しくなるという問題も生じます。

また、内省が深まつてい少年の発言や態度によって被害者がさらに傷つくこともありますし、狭い審判廷内で少年の発言や態度に怒りを増幅させた被害者と少年の間でトラブルが発生するおそれもあります。

さらに、審判で直接見聞したことを被害者がインターネットなどで外部に流す可能性は、記録の閲覧、謄写よりもはるかに大きくなり、少年の立ち直りの妨げになるでしょう。

このように、被害者の審判傍聴は、これまでの少年審判のありようを大きく変質させるおそれが強いのです。

他方で、少年事件であっても、逆送後の刑事裁判になれば被害者が傍聴できるのだから、少年審判も傍聴させてもよいのではないかという意見があります。しかし、少年審判は、少年を逆送して刑事裁判に付するのがふさわしいかどうかを判断する場面ですから、あくまでも少年法の理念に沿って行われる必要があります。

国連人権B規約十四条四項は、少年と成人を区別して、少年の場合は、手続は、その年齢及び更生の促進が望ましいことを考慮したものとする

第二項は、手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならず、かつ、少年が手続に参加してみずからを自由に表現できるような理解やすい

二項は、手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならず、かつ、少年が手続に参加してみずからを自由に表現できるよう理解やすい

一項は、手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならぬと定めています。被害者傍聴は、少年審判の雰囲気を大きく

次に、法案の各論的問題点を述べたいと思いま

す。

第一は、被害者に少年審判の傍聴を認める家庭

す。

法案の条文では、少年の健全育成に照らし相当と認めるときとか、あるいは少年の健全育成を害するおそれがないと認めるときなどの基準が明記されています。

これでは、被害者の要求と、少年の年齢及び自身の状態、事件の性質、審判の状況などが並列に置かれていると解され、結局は、被害者の強い要望によって、少年の健全な育成、立ち直り支援という少年法の理念、目的が後退していくおそれがあります。

第二は、傍聴対象事件に触法事件まで加えていることになります。

少年法二十二条の二は、触法事件の審判については検察官の関与を認めていません。その理由は、十四歳未満の少年は類型的に防御能力、表現能力が乏しいことを考慮したからにはかなりません。

前述した被害者傍聴制度の弊害は、触法事件においてより一層顕著に出現いたします。

第三に、傍聴対象事件を被害者死亡事件に限定せず、傷害により生命に重大な危険を生じさせた事件をも含めている点であります。

命に重大な危険を生じさせたとはどのような場合を指すのか、一義的に明確ではありません。これでは、裁判官は判断に悩み、実務の運用に混乱が生ずるであります。

第四に、今回の法案では、傍聴対象事件に傷害罪や業務上過失致死傷罪も加えています。

第五に、今回の法案策定に当たり、これらの国際人権法や少年法の理念との整合性をどのように検討したのかが問われていると思います。

私は、少年事件の被害者の遺族という立場でお話をさせていただきたいと思います。私の子供の事件は、改正少年法施行以前ですので、現在の少事件は、改正少年法施行以後ですので、現在の少年法とは少し異なっていますので、その点を御理解の上、お話を聞いていただきたいと思います。

皆様の中でもまだ記憶されている方も多いので

な欠陥があると言わねばなりません。

第五に、今回の法案は、法律記録の閲覧、謄写の対象として、少年の身上、経歴の部分を含むとしておりますが、これも重大な問題です。

子どもの権利条約四十条一項は、刑法を犯したと申し立てられた子供が、社会に復帰し、社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認め、同条二項は、刑法を犯したとされた子供に対する手続のすべての段階における子供のプライバシーの尊重を保障しています。

少年司法運営に関する国連最低基準規則八条も、少年のプライバシーの権利は、不当な公表やラベリングによって少年が害されることを避けるために、あらゆる段階で尊重されなければならないとしております。

法律記録の閲覧、謄写の対象として少年の身上、経歴を含めることについて、国際人権法との整合性を検討しているのでしょうか。少年の身上、経歴は、少年のプライバシーの中核部分です。それが被害者を通じて外部に流出することを防止する必要性は極めて高いと言えます。

以上述べましたように、今回の法案には重大な問題がありますので、私としては反対したいと考えています。法務委員会の審議において、ぜひとも参考をお願いする次第であります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○下村委員長　どうもありがとうございました。（拍手）

次に、土師参考人 まず最初に、このような機会を与えていただきましたことにつきまして感謝いたしたいと思います。

私は、少年事件の被害者の遺族という立場でお話をさせていただきたいと思います。私の子供の事件は、改正少年法施行以前ですので、現在の少事件は、改正少年法施行以後ですので、現在の少年法とは少し異なっていますので、その点を御理解の上、お話を聞いていただきたいと思います。

はないかと思ひますけれども、十一年前に日本じゅうを震撼させましたあの神戸連続児童殺傷事件で私は次男を亡くしました。私ごとになりますが、先週の土曜日は十一回目の命日でした。一九九七年五月二十四日、当時十四歳の少年により私の子供が殺害されました。そして三日後、私の次男の頭部を犯人の少年が通っていた中学校の正門前に放置した上、さらに警察に対する挑戦状までつけられていたという極めて残酷で獵奇的な事件でした。

事件発生当初から、事件のその特異性のため

に、マスコミ各社の報道合戦は非常に激しいものでした。当時、私はメディアスクラムという言葉を知りませんでしたが、この激烈をきわめた取材合戦のために、私たちは通常の生活を送ることさえもできず、そして何の罪もない被害者遺族である私たちのプライバシーは暴かれてしましました。このような状態が一ヶ月ほど続き、マスコミもやっと少し落つく気配が見えたころ、犯人が逮捕されました。そして、それが顕見知りの十四歳の少年であったため、やつと鎮静化しつつあつたマスコミ各社の報道合戦はさらに一層熱を帯びたものとなりました。

逮捕された犯人が十四歳の少年であったこと

で、初めて私たちは少年法というものに向き合うことになりました。それ以前にも、私は少年法といふものがあるということは知っていましたが、現実に少年犯罪の被害者遺族になつて初めて、この法律がはらんだ矛盾に驚かされると同時に、我が國の後進性に気づくことになりました。

十四歳の少年が被疑者として逮捕された後、少年法に基づいて手続が進行していきました。しかし、私たちの心にたまつたりの悲しみや憤怒は全く晴れることはありませんでした。最愛の我が子をあのように形で失つたという悲しみとショックがすっかり心をふさいでしまつていてことも理由の一つでしたが、それ以外にも全く別の理由が少年法そのものにありました。

いかに少年といえども、犯した罪を考えると、

余りにも保護され過ぎているのではないか、また

余りにも被害者を無視しているのではないか、実

際、少年法に接してみて感じざるを得ませんでし

た。

審判が開始されますと、私たち被害者遺族は完

全に蚊帳の外に置かれることになりました。捜査

中は、まだもどのような状況かを知ることがで

きました。もちろん、詳しい調書を見ることがで

きるはずもありませんでしたので、少年が犯罪を

犯した動機などのことについては知ることもでき

ませんでした。しかし、少年審判ということにな

りますと、どのように審判が進んでいるのか、少

年はどのようなことを述べているのか、また少年

の両親は自分たちの子供が犯した犯罪についてど

うな謝罪の気持ちがあるのか、またはないのかな

ど、私たち被害者遺族が知りたいこと、当然知る

ことができると思つていてことさえ知ることができ

ませんでした。

その結果、私たちは、審判についてほとんど何

も知られず、そして何も発言できない立

場に終始させられてしまいました。唯一私たちが

情報を得ることができたのは新聞やテレビ、雑誌

などによる伝聞のみであり、私たちの信憑性

証費用がかかるだけで、少年側からの賠償金の支

払いなどは、当時、全く期待できる状態ではありませんでした。

この裁判を起こして唯一よかつた

代理人を通じてこれを要求しましたが、それ

らもかないませんでした。

その結果、私たちは、審判についてほとんど何

も知られず、そして何も発言できない立

場に終始させられてしまいました。唯一私たちが

情報を得ることができたのは新聞やテレビ、雑誌

などによる伝聞のみであり、私たちの信憑性

証費用がかかるだけで、少年側からの賠償金の支

払いなどは、当時、全く期待できる状態ではありませんでした。

この裁判を起こして唯一よかつた

代理人を通じてこれを要求しましたが、それ

らもかないませんでした。

そのため、民事訴訟を起こして勝訴したからといって、訴

訟費用がかかるだけで、少年側からの賠償金の支

者や遺族を審判から完全に締め出していることだと思います。この点については、改正前と何ら変わってはいません。

少年審判は、非公開が原則になっています。憲法上は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と定めており、裁判は公開が原則になっています。しかし、少年審判では、少年の将来の不利益を避けるという理由に基づいて、非公開の原則が採用されているようです。しかしながら、審判を一般に公開しないことはまだしも、一方の当事者である被害者にさえも一切公開しないということは、被害者の知る権利を奪っているわけです。

その三が現で、また他の三がれ済て相手を受けたのか、その加害者はどのような人間か、そしてどのような環境で育ったのか、どうすればその被害を未然に防ぐことができたのかなどのことは、深刻な犯罪に遭った被害者であればあるほど、知る権利があるはずです。加害者を守るために被害者がその権利を奪われるということは、本末転倒ではないでしょうか。

私たち遺族は、家族を守つてやることができなかつたという思いにさいなまれ続けています。被害者にとって、審判廷に出席をして事実を知ること、そして自分のつらい気持ちを言うことは、実は立ち直りへの第一歩でもあります。この一步目が踏み出せないと、被害者は立ち直ることが困難な状況に追い込まれてしまいます。その意味でも、審判への参加は重要な意味を持っています。犯罪を犯した少年を更生させることを目指すのは、当然のことです。更生とは、犯した罪を忘れてることではありません。加害少年に、一刻も早く事件のこととを忘れて立ち直りなさいということではありません。

私は、何よりもまず、犯した罪を十分に認識させることが必要だと思います。その罪の意識が真の更生の一歩だと思います。その意識が生まれるか。

ないままで、どのような指導も説教も彼らを真の更生へと導くことはできないに違いありません。

罪の意識は、被害者への謝罪の念と密接な関係があると思います。被害者やその関係者に対する痛切なおわびの気持ちが、犯した罪への激しい後悔の念を導くのだと思います。悲しみの底に深く沈んだ被害者や憤怒に震える遺族の姿を知るところから、本当の意味での更生は始まるのではないでしょうか。

次に、事実認定についてですが、通常少年審判においては検察官は関与しません。その場合、審判廷では加害少年の主張に対し反論する人はいません。そうしますと、加害少年の主張はそのまま事実として認定されてしまうことにつながります。加害少年が自分の立場を有利なものにするためについたうそが、事実として認定されてしまいます。そうしますと、少年に対する処分の決定にも大きな影響を及ぼしますし、何よりも、そのうそのために被害者の尊厳がさらに大きく損なわってしまう結果となります。

の前では加害少年もうその主張をしづらくなり、本当のことと言う可能性が高くなると思います。すなわち、被害者やその遺族の審判への参加は、正確な事実認定を行う上においても非常に重要な

ことだと言えると思います。  
以上のように、被害者や遺族が審判に参加することの意義は非常に大きなものです。被害者や遺族の事件の真相を知りたいと思う気持ちをかなえ

るなど、被害者自身にとって非常に重要な意味を持つっています。そして、副次的には、これらのこととに加え、加害少年の真の更生への第一歩となるだけでなく、さらには正確な事実認定においても重要な役割を果たします。正確な事実認定は、冤罪を防ぐとともに、少年に対する処遇を決定する上でも必須なことです。このように、被害者の審判への参加は非常に有益なことだと思います。

最後になりますが、少し聞いていただきたいこ

とがあります。少年の健全育成について、少しだけ話させていただきたいと思います。

とはどのよだな少年でしようか。少年事件において、当事者である少年として思い浮かぶのは、一般的にはまずは加害少年ではないかと思います。次には、どのような少年が当事者でしようか。それは、被害を直接受けた少年であり、その兄弟たちです。これらの被害を受けた少年の数は、統計はされていないでしょうが、現実的には加害少年

の数よりも多いのではないか。  
例えば、私たちの子供の事件の場合、加害少年は一人ですが、殺害された少年は二人、重傷が一人、軽傷が一人、それに兄弟を加えると、優に十人は超えてしまいます。これらの被害を受けた少年たちは、事件の当事者でありながら、加害少年とは異なり、公的な機関からの支援は全くありません。私の長男も、それはひどい状況に陥りましたが、全く何の支援もありませんでした。私たち一家は、家族三人で対処するしかありませんでした。

少年法によつて、一方の当事者である被害を受けた少年たちが健全な育成を阻害されていること

は忘れてほしくないと思います。この件につきましては、少年法とは別の観点から、支援制度を早急に確立してほしいと思つています。

や兄弟たちが、なぜ、どうしてこのような被害を受けたのかを知りたいと望んでいます。彼らが、どん底の状態から立ち直り、前に進んでいくためには、事実を知ることは必須のことです。しかしこれを

ながら、少年の健全育成といいながら、一方の当事者である被害を受けた少年の健全育成については全く放棄しているのが現在の少年法です。皆様方はこのような話を聞くのは初めてなのではないかと思いますが、これが現実の状況です。

少年犯罪事件とは、少年審判という、被害者からも一般世間からも見えない場所で秘密裏に処理されているような事件です。加害者が成人であろうが少年であろうが、甚大な被害に遭つたことに

変わりはありません。被害者にとって少年事件とは、加害者は存在せず、被害者のみが存在するような異次元の世界の出来事に思えます。

二〇〇四年十二月に犯罪被害者が切望していた犯罪被害者等基本法が成立し、翌年には基本計画が策定され、昨年六月には改正刑事訴訟法が成立しました。このように、犯罪被害者を取り巻く環境がよい方向へと変わってきています。しかしながら、現在の少年法は、二〇〇〇年の改正で若干の被害者配慮規定が盛り込まれていますが、被害

者の尊厳については全く配慮しているとは言えないと切に希望する次第です。

最後になりましたが、少年法は、一〇〇〇年に一部改正され、被害者等に対する配慮規定が少し盛り込まれたとはいえ、被害者やその遺族にさらなる犠牲を強いることにより成り立っている法律であるということに変わりはないということを、国会議員の先生方には肝に銘じていただきたいと切にお願いいたします。そして、その上で、改正に対する議論をしていただきたいと心よりお願ひ

いたします。  
どうもありがとうございました。（拍手）  
**○下村委員長** どうもありがとうございました。  
次に、原参考人にお願いいたします。

○原参考人 よろしくお願ひします。  
現在、NPO法人民間危機管理再生機構で青少年の更生扶助を行っております原と申します。

七年前に、非行団体との間で事件を起こしました。少年院送致という处分を受けました。今回は、そのような立場から、経験を踏まえた上で、法改正後にはどうなつてしまふのだろうかといつた話をしたいと思っております。

レジュメにありますとおり、まず、被害者同伴による審判の変化ですけれども、少年の心情の変化についてまずは述べさせていただきたいと思います。

審判に強い不安感を抱き、緊張状態ゆえ、自分の考えを正確に表すことができず、不用意なことを述べることもある。

これについては、現在の審判に当たる少年すべてに言えることあります。大前提だと思いますけれども、法改正後にはもちろんこの傾向は強まると言えます。

無差別といつたものではなく、AをされたからBをしたなどという、犯行に直接結びつく動機があることが多いです。しかし、被害者を目の前にし、かつ、審判で自分の非を強制されていると感じた場合、または相手の非を言うことで自分に反省の色がないんじやないかと被害者からもたられると感じた場合には、さすがにこのような動機についても正確に陳述することはできないと思いません。言えなければ、事実関係の正確な陳述にもなりません。

要保護性に関する事柄は、信頼関係なくして表に出する、またはさせることはできない。

幼少期からの不可抗力的なプライバシーの問題が事件の根本にある場合は多々あります。それは裁判官にとって審判材料として必要不可欠ですが、被害者等と加害少年が信頼関係を築くことは不可能に近く、表出させることはできないと思います。

実際にこのような少年もいます。現在の審理においても、審判材料を引き出すことや事件の事実確認が難しい上に、被害者等がいることは、そのそれ以外の少年以上に心情を述べるのが困難である。

実際には、自分の考え方や気持ちを以上により表出できず、審判に不信感を抱き、処分結果に納得できないことは、その後の更生にも支障が出る。

反省を強制されている、心にしこりを残したま  
ま審判を終える、この状況は更生にとって悪材料  
です。経験上、私は審判廷の家庭的な雰囲気、裁  
判官が自分の更生について真剣過ぎるほどに考え  
てくれていると感じました。もちろん、その場に  
被害者はいませんでした。私は、少年院送致とな  
りましたけれども、裁判官のその真摯な態度に心底  
を打たれ、処分結果で少年院になったことに心底  
感謝いたしました。

な事柄について審理する都度、被害者等を退席させることは困難であり、表面的な審理になる可能性があります。

私が経験したような、少年の更生を重要と考えた裁判官の発言と場の雰囲気は、被害者等に対する配慮から不可能になる可能性があると思つております。

私の場合は、さきに申し上げましたとおり、家庭的雰囲気の中、例えるなら、まるで親から諭されてゐるかのごとく裁判官は接してくれました。しかし、被害者同席の中では、そのような少年の内省と事件への反省を表出させる場の醸成が困難になります。

わっている身分としましては、自分の罪をどのよう  
に受け入れ、処分に納得しているかどうかとい  
うのが、更生にとって物すごく重要なファクター  
だと私は感じています。

被害者は、傍聴により、自分が責められている  
とか、謝罪を強制されている、反省を強制され  
ている、または自分はこのように更生したいといっ  
たことを述べられないとしたら、その結果の審理  
での処分にはもちろん納得できませんでしょ  
うし、それゆえに安易に再犯に直結するとは申しま  
せんけれども、そのような納得しない状態で、例  
えば少年院送致、少年刑務所なりに送られてきた  
少年が社会復帰するときには、そのような少年自身  
が更生に支障がある状態は、社会にとって望まし  
い状態なのか、社会にとって本当に有益をもたら  
してくれるのだろうかといったことについて、よ  
り考えるべきであると思います。

短いですし、ちょっとと稚拙な文章になつてしまつたけれども、以上で終わります。

○下村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○武藤委員 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武藤容治君。

出されています自由民主党の武藤容治と申します。よろしくお願いいたします。

りまして参考人の皆さんに心から感謝を申し上げます。また、土師さんになりましては、十年以上たたとはいえ、いまだ心には傷が、その中で、

きょうは答弁をしていただきまして、まことに心から感謝を申し上げます。

被害者の方、それぞれ私も何人かお聞きしていくけれども、皆さんの御心情というものは察する

に余りあるものがある。ただ、先ほど酒巻先生から法制審議会の話も聞きましたけれども、やはり少年法の理念というものと、被害者の皆さんの御心情そしてお立場というものはこれまで、本当に責任のある議論をこの国会でしていかなきゃいけないという重責を今感じているわけです。

何せ、やはりそれ以上に我々が求めなきゃいけないものは、国家国民が安心、安全に暮らせる国づくりというところ、そこが絶対でございまして、この少年法というものの理念を十分念頭に置きながら、慎重にこの議論を進めて、かつ、迅速に法を直すところは直していくかなきゃいけない、こういう立場にあるというふうに思います。

先ほど、日弁の斎藤参考人さんからいろいろとお話がありました。日弁さんの言うのも至極当たり前のところもありますし、御指摘もあるうと思います。

まず酒巻先生に、ちょっと基本的なお話を伺いたいです。

法制審議会で、少年法の理念とは今まで大きな御議論をされたと思います。裁判所の裁量という形の中で今回の傍聴を認めるということについて、先ほど御説明がありましたが、そこの部分の本質的な議論、さまざまのケースがあつたかと思いますけれども、ちょっとその辺について、最初にまず御質問をさせていただきたいと思います。もう少し深掘りして、その辺の議論についてお話をいただければと思います。

○酒巻参考人 御質問ありがとうございました。

御質問の御趣旨は、制度の設計として、裁判所の裁量によって被害者の方の傍聴をお認めするということに法はなっているわけでございますけれども、そのような結論に至った法制審議会における基本理念と被害者の方々の思いの調整、どうしてこのような形になつたのか、その点の詳しい説明をという御趣旨だと思います。

先ほども申し述べましたとおり、やはり第一に考へなければいけないのは、少年法の最終目標は何であるか、それは短い言葉で言いますと、少年

の健全育成ということになるわけでございます。しかし、個別の事件を起こした、いわゆる非行少年あるいは犯罪を犯した少年にはさまざまな处罚がありますと、裁判官のお考え次第でどうなるか予測が成りとつて、もちろん、これまで家庭裁判所は、少年の内省を深め、さまざまな働きかけを行い、家庭によっては家庭裁判所の裁判官は、審判廷で少年をしかりつける、あるいは逆に、被害者については公開しない、そういう制度設計になつてました。しかし、それとは次元を異にして、先ほど申しましたように、犯罪被害者の方の、少年がどのようにして審判を受けているのかという姿をみずから目のでこの場で見たい、知りたいという御希望、これも当然、まさに基本法の定めている被害者の尊厳という観点から実現しなければならない。この二つの要請をどうやってバランスをとるのか。

そのバランスをとる方法としては、やはり一律にだめである、あるいは一律に権利として認めるという方法ではなくて、そのようなバランスをとする法制度として最も適当なのは、さまざまの事情を、そしてさまざまな事情を検討する資料を一番持つて、その法制度が相当と判断するかどうか、それが一番適した法制度であろう、技術的にはそういう結論になつたわけです。

背景にある議論は、今述べたとおりでございません。余りまたまりませんが、以上でござります。

○武藤委員

ありますけれども、新しく傍聴をしなくとも調査官が説明するということとで事足りるので、実際、もちろん斎藤先生は被害者になつたことはないと思いますけれども、そういう方々の御意見も伺つての話だと思います。そういう調査官の説明で、本当に足りるのかどうか。

先ほど土師参考人の話も聞きましたけれども、実際の被害者の立場からいって、いや、とてもそれでは心が納得するわけがない、いわゆる傍聴において、やはりリアルタイムというのか、現場で加害者の心情的なものも含めて拝聴した方が、その後を考えると、やはり調査官の話だけでは心理負担というのはそのまままだ残るのではないかと私は思うんですけれども、その辺について、先生はどう思われますでしょうか。

○斎藤参考人 お答えいたします。

今の御質問でござりますけれども、先ほど申しましたとおり、私も傍聴制度そのものがもたらす弊害というのはやはり極めて大きいというふうに考えておりまして、それはできるだけ避けたい、あくまでも少年審判あるいは少年法の理念、目的は、少年の健全育成、立ち直り支援にあるのだとありますと、裁判官のお考え次第でどうなるか予測がつかない、そういう意味で判断基準が不明確ではないかという御懸念はあり得るかと思います。

しかし、今述べましたような背景事情のもとで定められた裁量でございますので、当然それを行ふ、あるいは逆に、個別具体的な事案に即して最も適切な判断をする、そういうものになるだろうと思いますので、基準自体が言葉の上で不明確ではないかという御懸念は必ずしも当たらないだろうというふうに考えております。

○武藤委員 酒巻参考人、ありがとうございます。それで、斎藤参考人に、ちょっと先ほどのお話の中で伺いましたとおりでございました。実話の中でも、新しく傍聴をしなくとも調査官が説明するということとで事足りるので、実際、もちろん斎藤先生は被害者になつたことはないかと思いますけれども、そういう方々の御意見も伺つての話だと思います。そういう調査官の説明で、本当に足りるのかどうか。

先ほど土師参考人の話も聞きましたけれども、実際の被害者の立場からいって、いや、とてもそれでは心が納得するわけがない、いわゆる傍聴において、やはりリアルタイムというのか、現場で加害者の心情的なものも含めて拝聴した方が、その後を考えると、やはり調査官の話だけでは心理負担というのはそのまままだ残るのではないかと私は思うんですけれども、その辺について、先生はどう思われますでしょうか。

○斎藤参考人 お答えいたします。

今の御質問でござりますけれども、先ほど申しましたとおり、私も傍聴制度そのものがもたらす弊害というのはやはり極めて大きいのではありませんかといふことでいいのだろうか、そこは私は非常に疑問を持っておりまして、国の制度としては、被害者も傷を受けないような制度設計をすべ

た裁量に基づいて、最終的には相当と認めるとき、これはさまざまな法制度で認められているところでありまして、確かに、条文の字面だけを見ますと、裁判官のお考え次第でどうなるか予測がつかない、そういう意味で判断基準が不明確ではないかという御懸念はあり得るかと思います。

そういう観点からいえば、やはり少年にできるだけ心を開いてもらうようシステムは維持したい、それを維持しつつ、被害者が知りたいという重視するかという、まさに裁判官はそのような機能を果たしてきたわけですけれども、そういうことの前提として、少なくとも一般公衆には審判は公開しない、そういう制度設計になつてました。しかし、それとは次元を異にして、先ほど申しましたように、犯罪被害者の方の、少年がどのようにして審判を受けているのかという御希望、これも当然、まさに基本法の定めている被害者の尊厳という観点から実現しなければならぬ。この二つの要請をどうやってバランスをとるのか。

そのバランスをとる方法としては、やはり一律にだめである、あるいは一律に権利として認めるという方法ではなくて、そのようなバランスをとする法制度として最も適当なのは、さまざまの事情を、そしてさまざまな事情を検討する資料を一番持つて、その法制度が相当と判断するかどうか、それが一番適した法制度であろう、技術的にはそういう結論になつたわけですね。

それで、斎藤参考人に、ちょっと先ほどのお話の中で伺いましたとおりでございました。実話の中でも、新しく傍聴をしなくとも調査官が説明するということとで事足りるので、実際、もちろん斎藤先生は被害者になつたことはないかと思いますけれども、そういう方々の御意見も伺つての話だと思います。そういう調査官の説明で、本当に足りるのかどうか。

先ほど土師参考人の話も聞きましたけれども、実際の被害者の立場からいって、いや、とてもそれでは心が納得するわけがない、いわゆる傍聴において、やはりリアルタイムというのか、現場で加害者の心情的なものも含めて拝聴した方が、その後を考えると、やはり調査官の話だけでは心理負担というのはそのまままだ残るのではないかと私は思うんですけれども、その辺について、先生はどう思われますでしょうか。

○斎藤参考人 お答えいたします。

今の御質問でござりますけれども、先ほど申しましたとおり、私も傍聴制度そのものがもたらす弊害というのはやはり極めて大きいのではありませんかといふことでいいのだろうか、そこは私は非常に疑問を持っておりまして、国の制度としては、被害者も傷を受けないような制度設計をすべ

た裁量に基づいて、最終的には相当と認めるとき、これはさまざまな法制度で認められているところでありまして、確かに、条文の字面だけを見ますと、裁判官のお考え次第でどうなるか予測がつかない、そういう意味で判断基準が不明確ではないかという御懸念はあり得るかと思います。

そういう観点からいえば、やはり少年にできるだけ心を開いてもらうようシステムは維持したい、それを維持しつつ、被害者が知りたいという重視するかという、まさに裁判官はそのような機能を果たしてきたわけですけれども、そういうことの前提として、少なくとも一般公衆には審判は公開しない、そういう制度設計になつてました。しかし、それとは次元を異にして、先ほど申しましたように、犯罪被害者の方の、少年がどのようにして審判を受けているのかという御希望、これも当然、まさに基本法の定めている被害者の尊厳という観点から実現しなければならぬ。この二つの要請をどうやってバランスをとるのか。

そのバランスをとる方法としては、やはり一律にだめである、あるいは一律に権利として認めるという方法ではなくて、そのようなバランスをとする法制度として最も適当なのは、さまざまの事情を、そしてさまざまな事情を検討する資料を一番持つて、その法制度が相当と判断するかどうか、それが一番適した法制度であろう、技術的にはそういう結論になつたわけですね。

それで、斎藤参考人に、ちょっと先ほどのお話の中で伺いましたとおりでございました。実話の中でも、新しく傍聴をしなくとも調査官が説明するということとで事足りるので、実際、もちろん斎藤先生は被害者になつたことはないかと思いますけれども、そういう方々の御意見も伺つての話だと思います。そういう調査官の説明で、本当に足りるのかどうか。

先ほど土師参考人の話も聞きましたけれども、実際の被害者の立場からいって、いや、とてもそれでは心が納得するわけがない、いわゆる傍聴において、やはりリアルタイムというのか、現場で加害者の心情的なものも含めて拝聴した方が、その後を考えると、やはり調査官の話だけでは心理負担というのはそのまままだ残るのではないかと私は思うんですけれども、その辺について、先生はどう思われますでしょうか。

○斎藤参考人 お答えいたします。

今の御質問でござりますけれども、先ほど申しましたとおり、私も傍聴制度そのものがもたらす弊害というのはやはり極めて大きいのではありませんかといふことでいいのだろうか、そこは私は非常に疑問を持っておりまして、国の制度としては、被害者も傷を受けないような制度設計をすべ

きだらうというふうに考えて います。

○武藤委員 ありがとうございます。

今、斎藤先生がおっしゃつたことというのは、当然法制審議会でもしかるべき議論をして、それはやはり必要であろうという中で、一律に傍聴を認めないというのは、被害者の方の心情を察するとやはりこれはよくないというので今回出てきた法改正ではないかと思います。

今、四十分という中でそれはなかなか御理解いただけないだろうと。私、個人的な意見を言わせていただければ、裁判官もそうですけれども、調査官もそうですが、そういう意味では、いわゆる法曹経験者の資格、資質というものが大変重要な法制度改革の中でもやつていかなきやいけないと思ひます。いろいろ御指摘の点もあると思いますけれども、そういう問題も含めて、いろいろな形でこれから司法制度改めて、土師先生、ちょっと参考人としてお聞きするのはあれなのかもしません。ずっとこの間、たくさんの被害者の方の御心情も伺つていらっしゃるんだというふうに思いますけれども、そういう御経験の中で、今斎藤先生がおっしゃつたような話は、やはり先ほど冒頭におつしやられたように、そういう意味では大変納得がいかないところも多々あろうと思います。

ただ、法制度の改革で被害者の方に対して基本法からいろいろな意見で、ざつくばらんに言つて、今回のものというのは、とてもじやないけれどもやはり傍聴という形の中で、いろいろ日弁さんから出ている御意見で、多少実務、運用的なところで見えるということで何とかここら辺はできるんじゃないかと思いますけれども、土師参考人はどう思われますか、先ほど皆さんの話を聞かれていまして。

○土師参考人 先ほど、斎藤弁護士もおっしゃられていました。被害者が傍聴に参加することによりましてさらに傷つくことがあるんじゃないか、そういう話もありましたけれども、確かに傷つく

こともあります。

ただ、逆に、出ないことによって傷つくことの

方がもつと大きいと思います。もう比べ物になら

ないくらい大きいと思います。出ることによつて、加害少年なり、そして両親なり、実際に彼らがどのようなニュアンスで物事をしゃべり、どの

ような表情でしゃべっているのか、そういうこと

が全部見ることができます。やはり、文章ではそ

ういう細かいニュアンスというのはまずわかりま

せん。やはり、それが見たい、聞きたいというの

が被害者の気持ちだと思います。

ですから、ぜひとも傍聴というものをさせてい

ただきたいというふうに心より思つております。

○武藤委員 ありがとうございます。

こんな例えがいいかわかりませんが、百聞は一

見にしかずということで、それは私どもも少年の

審判、審判廷も本当は見たいぐらいです。そういう意味では、やはりそれに越したことはないとい

う皆さんの思い、私も同感であります。

ただ、いろいろな意味で、少年法の理念とい

うのは、運用的な問題でやはり相当維持できるところが多いのではないかと思います。

そこで、これから少年法の理念といふ

う意味では、やはりそれに越したことはないとい

ういう形の中でも、斎藤先生なんかからもいろいろ御指摘がありましたけれども、ぜひその辺につ

いては、これから審議していく間に、またきょう午後もありますので、ずっと引き続きこの会でや

らせていたがるんじゃないかと思います。

最後に、ちょっと時間がなくなりましたけれども、せつかくですから原参考人に。

原参考人は、加害者として御経験があるとい

う御意見をいただきましてありがとうございます。

酒巻参考人には、この少年法改正案ができるま

での法制審議会での御議論の経過。そしてまた、斎藤参考人には、加害少年を弁護するといいます

か、そういう付添人の立場であられる、そういう

ようなことが多い日弁連の考え方。そしてまた、

土師参考人には、大事なお子様を亡くされたその

体験をお話いただきましたし、また原参考人には、

これはまた、加害少年として審判を受けた、

そのみずからの体験からいろいろな御意見をいたしました。この少年法の改正案を審議するに当たって、それぞれ本当に貴重な御意見をいただきまことに心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

ようということで活動されているのかな。それで間違いないですか、ちょっとそれだけお聞かせください。

○原参考人 同じ青少年育成部に所属している人たちは、そういう過去に加害経験がある人がいますますけれども、全くないといった人もいます。

○武藤委員 ありがとうございました。

ある意味で、NPOさんのそういう活動というのは非常にこれから大事じゃないのかなと思いま

す。私も少年刑務所に行って子供たちの表情なん

かを見てきましたけれども、今後彼らが二度と犯

罪をしないというのには、やはり地域で受け入れられ

れているかどうかという点が大きな点だと思います。

仕事をしても、そういうNPOの皆さんのが活

動にしても、そこら辺がこれから大変大事なことであつて、

少年法の今回の問題については、皆さんの御見識を伺つた上でまた真摯に議論をさせていただきま

すので、きょうは感謝を申し上げまして、終わら

せていただきました。

そこら辺がこれから大変大事なことであつて、

少年法の今回の問題については、皆さんの御見識を伺つた上でまた真摯に議論をさせていただきま

すので、きょうは感謝を申し上げまして、終わら

せていただきました。

○下村委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主黨の細川でございます。

きょうは、四人の参考人の皆さんには、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

酒巻参考人には、この少年法改正案ができるま

での法制審議会での御議論の経過。そしてまた、

斎藤参考人には、加害少年を弁護するといいます

か、そういう付添人の立場であられる、そういう

ようなことが多い日弁連の考え方。そしてまた、

土師参考人には、大事なお子様を亡くされたその

体験をお話いただきましたし、また原参考人には、

これはまた、加害少年として審判を受けた、

そのみずからの体験からいろいろな御意見をいた

しました。この少年法の改正案を審議するに当

たつて、それぞれ本当に貴重な御意見をいたさ

ましたことに心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

原参考人の方から私はお聞きしますが、原参考人は、審判廷に被害者の遺族などがおられたら自分は素直に意見が言えなかつただろ、そして、アットホームな、裁判官がいわば親のような気持ちで接してくれた、それによつて自分はいろいろお話をできたというようなことも伺いましたけ

れども、いろいろな被害者の方からお聞きをいたしましたと、まず審判廷で少年が萎縮をする、しか

し、その被害の実態なり、遺族の気持ちなりをま

ずはきちんと認識することから反省の一歩が始ま

ります。そのではないか、こういう御意見もございました。

○武藤委員 私が思いました。

ある意味で、NPOさんのそういう活動という

のは非常にこれから大事じゃないのかなと思いま

す。私も少年刑務所に行って子供たちの表情なん

かを見てきましたけれども、今後彼らが二度と犯

罪をしないというのには、やはり地域で受け入れら

れるているかどうかという点が大きな点だと思います。

少年は萎縮をするんじやないかというような意

見、一方、萎縮しても、まずは被害者の遺族の気

持つとか、そこから内省がきちつと始まるのでは

ないかというところについてはどうですか。

少年は萎縮をするんじやないかという

見、一方、萎縮しても、まずは被害者の遺族の気

持つとか、そこから内省がきちつと始まるのでは

ないかというところについてはどうですか。

○原参考人 私が思いますが、被害者等の同席によつて審判廷の雰囲気というものは、少年にとつ

て、そのような遺族への気持ちだとか謝罪をしろ

といった、高圧的に謝罪、反省を求められている

場と感じると思います。実際、そのような強制さ

れた謝罪、反省、内省、そういうふたものに何の意味があるのかと思ひます。

○細川委員 被害者の求める眞の反省というのはそのような

形だけのものではないでしようし、そのように強

制されていると思つたからゆえ言つた言葉に対し

て何の意味があるのかなというふうに思ひます。

○細川委員 もう一度、ちょっとお聞さします。

原参考人が実際に審判廷で審判を受けたとき、

裁判官から受けた言葉として、あなた自身が最も印象に残つてるのはどういうようなことだった

のか。そして、もし原参考人の審判のときに被害者の傍聴があれば、素直に言えたかどうか、話が

できたかどうかということ。

そして、審判廷の広さというのもいろいろあり

ますが、広さについて原参考人はどういうふうに

お感じなのか。広い方がいいのか、それとも狭い

方がいいのか。審判廷で経験したときの印象で、

率直にお話をしていたたらと思ひます。

○原参考人 まず、十七歳のとき、私は当時、高校に通つておりまして、社会復帰した後は非行集団と関係を絶つて大学進学を目指しております。しかし、逮捕から裁判までの間、自分はこの立場に、犯罪者としての立場になつたがゆえに、本当に社会復帰できるのか、住んでいる地域の人たちは受け入れてくれるのか、または、学校に戻った後に高校の仲間や先生とかは受け入れてくれるのか、そういったすごい不安がありました。半ば社会復帰というものをあきらめてしまつた。そちらの悪い道の方に行けば、それなりに生きていけるのかなといった感じのあさらめです。

しかし、裁判官は、私のこのような考え方を真摯に受けとめていただき、端的にせりふとして申しましたと、君はまだ十七歳であり、立ち直るには全然間に合う、周りの大人たちを信頼し、頼つてもいい、これからだよというふうに言わされました。このような、言葉としてはもちろん少ないですけれども、意味としては物すごい意味が込められていたものであると同時に、審判の一番最初のときから醸成された雰囲気ゆえのたまものである言葉だと私は思います。

ゆえに、被害者が同席の中このような言葉が言えたかどうかというのは、その雰囲気の醸成のたまものであるがゆえに、言えないと私は思いました。

次に、審判廷の広さについてですけれども、私は比較的狭い方がいいのかなというふうに思います。なぜならば、少年と裁判官が近い距離で話すといったことはやはり少年にとっても親近感といたものがわくでしょうし、物すごい距離がありまして、例えば刑事裁判のように、何か批判の矢面に立たされているような、まるで何か孤立感を感じてしまうようなものよりもかは、やはり近い存在で話した方が、より心のうちを表出來ます。

○細川委員 それでは、斎藤参考人にお聞きをい

ます。モニターの視聴についてこの委員会でも大変議論となりまして、これには積極的な意見もございました。その際、意見が出たのは、直接傍聴することは遺族として耐えられない、しかし審判内容を知りたいという御遺族の、被害者の意見もございましたし、それから、少年の側にしても、同室にいるだろうというふうに考えております。

よりはモニターの方が萎縮する可能性が低いのでないかというような意見もございましたけれども、これについて参考人はどういうふうに考えますか。

○斎藤参考人 お答えいたします。  
モニター制度につきましては、先ほど酒巻参考人の意見陳述の中にも、法制審議会がモニター制あるいは別室で傍聴するというシステムはどちらかかった理由について御説明があつたと思います。その理由づけは、私も基本的にはそのとおりだろうと思つております。

さらに言えば、私が強調したいのは、確かにモニターであると子供に対する影響は若干小さくなれるかもしれません、逆に裁判官あるいは付添人、調査官、そちらに対する影響といふのはかえつて大きいのではないか。被害者が隣の部屋で見ている、それがどういう表情をしているか全く見えない、しかし見られているという、大人の方が意識すると思います。裁判官は物すごく緊張するだろう。常に隣の被害者がどういう反応をしているのかとということを気にしながら審判しているのかと、そういうことがあります。それが生まれる。これは、本来の少年審判のありようではないと思います。

○土師参考人 最初のお話なんですけれども、遺族が傍聴することによって加害少年がちゃんとと言えないということですけれども、傍聴することに反省の第一歩になるのではないかというふうに私は思っています。その短い審判の中でちゃんと反省しあるとはだれも思ひませんし、結局、長いスピーチの中で、最初に反省するときの第一歩になれば、これはあくまで傍聴における副次的なことなんですから、一番議論になつたということです。

○細川委員 貴重な御意見、ありがとうございます。  
対立、そしてそのバランスを現在の法案が何とかしてとろうとしたということは、先ほど御意見として申し述べたとおりでございます。まさにこの点がこれまでとは画期的に違う、大きな変更ですね。まさに国会の審議の一番中核だと思ひますけれども、その形というよりは、まずお認めをすることになります。その形というか、やはり一番根本的な議論の中核だったと思います。

○下村委員長 次に、大口善徳君。  
○大口委員 公明党の大口でございます。  
きょうは、酒巻参考人、斎藤参考人、土師参考人、原参考人、お忙しいところありがとうございました。

土師参考人については、私も著書を読ませていただきました。被害者の側の思いというのを述べていただきまして、本当にありがとうございます。また、原参考人は、みずから見事に更生されたりました。そういう体験もお持ちになつてここに来られたことに對して敬意を表したいと思います。

う、その傍聴を認める範囲が非常に拡大していく、広がっていく、これを恐れます。  
本来ならば到底傍聴を認められないような方々はないかというふうに思います。

○細川委員 最後に酒巻参考人にお聞きしますけれども、審議会でのいろいろな審議の中で、最大の情報がどう流れていくのか、これは極めて不安であります。この制度は極めて危険なものになるだろうというふうに考えております。  
以上です。

○細川委員 それでは、土師参考人にお聞きしたいと思います。  
先ほど、原参考人の方からも意見が出ておりましたけれども、それについてのお話でございまして。やはり、遺族の方などが傍聴すると率直に言えないような部分もあるというお話でございましたけれども、それについてのお考へ、それから、遺族に対するいろいろな事件の内容あるいは審判後の処遇の問題とかいろいろについて通知制度があるけれども、現在の通知制度では不十分ではないかというようなことがあるところで言われています。

○酒巻参考人 お答えいたします。  
さまざま点でいろいろ考え方の対立はありましたけれども、やはり何といつても一番基本的な部分、まさにこれまで非公開で行われていた少年審判というものの、被害者の遺族あるいは被害者の方とはいえ、全面的に非公開だったところに、そういう方々に傍聴ということをお認めするかどうか、そのものですね。そして、それが今もまさに国会の審議の一番中核だと思ひますけれども、その形というよりは、まずお認めをすることになります。その形というか、やはり一番根本的な議論の中核だったと思ひます。

○細川委員 貴重な御意見、ありがとうございます。  
対立、そしてそのバランスを現在の法案が何とかしてとろうとしたということは、先ほど御意見として申し述べたとおりでございます。まさにこの点がこれまでとは画期的に違う、大きな変更ですね。まさに国会の審議の一番中核だと思ひますけれども、その形というか、やはり一番根本的な議論の中核だったと思ひます。

○下村委員長 次に、大口善徳君。

きょうは、酒巻参考人、斎藤参考人、土師参考人、原参考人、お忙しいところありがとうございました。

土師参考人については、私も著書を読ませていただきました。被害者の側の思いというのを述べていただきまして、本当にありがとうございます。また、原参考人は、みずから見事に更生されたりました。そういう体験もお持ちになつてここに来られたことに對して敬意を表したいと思います。

酒巻参考人にお伺いします。

まず、少年法の目的、少年の健全育成がある、そのことから、審判の形式について、二十二条の第一項で、審判は懇切を旨とし和やかに行うものとする、こういうことで決められているということです。それと、平成十六年に犯罪被害者の基本法、そして十七年に基本計画ということで、やはり犯罪被害者の個人の尊厳にふさわしい待遇をするということも、これは非常に大事な目的であります。その二つの目的をどう調和するかということで、いろいろと法制審議会で御苦労をされたと思うのですね。

少年の健全育成の目的ということと傍聴を認め

るということとの関係性でいきますと、考え方と

して、少年の健全育成にプラスになる場合だけ傍

聴を認める、積極的にプラスになる場合だけ傍聴

を認める、こういう考え方があります。もう

一つは、健全育成の妨げにならない限りできるだ

け傍聴を認めるべきだと。こういうふうに、調和

の関係、傍聴をかなり制限した形で考えるもの

と、できるだけ広く認めようという考え方があると

私は思うのですね。

この点について、法制審議会でどういう議論が

あつたか、あるいは先生はどういうふうにお考え

なのか、お伺いしたいと思います。

○酒巻参考人 御質問ありがとうございます。

今議員がおつしやつたような問題の整理の仕方

で、正面からの議論は余り行つていないと思いま

す。

そこで、私の考え方を述べますと、少なくとも、

おつしやいましたように、少年の育成に役に立つ

場合に限つて傍聴をお認めるという考え方があ

るかと思ひますけれども、基本的な発想としては、確かに少年法の基本的目的から出発しているわけです。

今回の立法は、その大枠の中で何よりも実現す

べき目標であつたのは、これまで審判そのものを

見ると、この観点からは完全に排除されていた犯罪

被害者の方々の思い、そしてその背景にあるの

は、その前についた基本法であります犯罪被害者

の方の尊厳にふさわしい扱い、そつちがやはり出

発点でございますので、そつちを出发点にして、

しかし、それを全面的に推し進めた場合に基本理

念と衝突する場合もあるかもしれない、それをど

うやつて法律的に対処して調和的な制度をつくる

か、そういう形であつたというふうに私は理解し

ております。

○大口委員 土師参考人にお伺いします。

著書の中でも、少年法の壁という表現をされて

おられました。そして、傍聴制度、本当に真実を

知りたい、こういう思いがつづられていたわけで

あります。が、今、酒巻参考人のこういう考え方には、まさに少年の立場にとってプラスであろう。

そういう場合に限つて、私どもは、被害者の在

席、場合によつては傍聴という形も認めてもら

いかもしないという立場でございます。

○大口委員 このように、関係性、相当性の判断

をする場合にもいろいろな考え方があるわけです

ね。そういう点で、この相当性の判断のことを考

えてみましても、原則どうなかということが非

常に大事になつてくると私も問題意識を持つてお

ります。ただ、やはり平成十六年の犯罪被害者等

がもしないという立場でございます。

○大口委員 このように、関係性、相当性の判断

をする場合にもいろいろな考え方があるわけです

ね。そういう点で、この相当性の判断のことを考

えてみましても、原則どうなかということが非

常に大事になつてくると私も問題意識を持つてお

ります。

○土師参考人 被害者、被害者遺族の思いとしま

しては、そういう制限なく本来でしたら傍聴はは

じさせていただきたい。先ほど申し上げましたけ

れども、真実を知るということ、そして加害少

年、そしてその両親の実際の生の状況を見たいと

いうのは、被害者遺族の思いです。

ただ、法律的なこともありますので難しいとこ

ろだと思うのですけれども、その中の妥協できる

範囲までは最低持つていていただけたらといいう

ふうに個人的には思います。

○大口委員 この考え方について、斎藤参考人は

どういうようにお考えですか。

○斎藤参考人 私の考えは、日弁連の意見書にも

書いてありますが、少年審判規則二十九条の範囲

で現行法でもできるという立場でございます。

○酒巻参考人 御質問ありがとうございます。

その被害者の存在が少年にとつても更生にプラス

になるという場合がないわけじゃないかと思いま

す。

○大口委員 私も、さきの委員会質疑で、モニ

ター傍聴についてお伺いをしたわけであります。

特に、被害者の方が同じ部屋で加害少年と顔を合

わせたくないというような場合に、選択肢の一つ

としてそういうモニター傍聴を認めてほしいとい

う場合があると思います。それに対して種々

の弊害があるということもありますけれども、私

は、やはりできるだけ、何が起こつていて、少年

がどういう少年なのかということを知るための選

択肢というののはふやしていくべきではないかな、

こう思つております。

例えば、非常に小さな万引きであつても、被害者にとつてみては、その被害、盗品は大変な重い貴重なものである、それを被害者から直接伝えることによって、少年がその反省の意を強くあらわしていくこともあり得る、そういうような場合

は、まさに少年の立場にとってプラスであろう。そういう場合に限つて、私どもは、被害者の在

席、場合によつては傍聴という形も認めてもら

いかもしないという立場でございます。

○大口委員 このように、関係性、相当性の判断

をする場合にもいろいろな考え方があるわけですね。

は、原案は十四歳未満でも可能ではあるけれども、そういう点で、この相当性の判断のことを考

えてみましても、原則どうなかということが非常に大事になつてくると私も問題意識を持つております。

ただし、法律的なこともありますので難しいところだと思っていておられた方だらといいう

うのは、被害者遺族の思いです。

ただ、法律的なこともありますので難しいところだと思っていておられた方だらといいう

うのは、被害者遺族の思いです。

ただ、法律的なこともありますので難しいところだと思っていておられた方だらといいう

うのは、被害者遺族の思いです。

次に、酒巻参考人に、例えば触法少年につきましては、一般的、類型的に、精神的に未熟である、脆弱性がある、こういう類型であります。そ

ういう点で、少年の年齢というものを相当性の判断の一番最初に持つてきておられるということがあります。

年という点については、その判断の中で考えておる次第であります。

次に、酒巻参考人に、例えば触法少年につきま

しては、一般的、類型的に、精神的に未熟である、脆弱性がある、こういう類型であります。そ

ういう点で、少年の年齢というものを相当性の判断の一番最初に持つてきておられるということがあります。

年という点については、その判断の中で考えておる次第であります。</p

そのことにつきまして、土師参考人のモニターについてのお考えと、それから原参考人には、別室でモニターで被害者が見ておられる場合と審判庭にいらっしゃる場合の少年としての心理的な感覚はどのようなものか、これは想像になると思いますけれども、伺いたいと思います。

○土師参考人 傍聴につきましては、私自身が思います原則は、実際に審判庭での傍聴が原則だというふうに思っております。

被害者側としては、どうしても同じ空気を吸うのも嫌だという方もおられますので、そういう場合はモニターでもいいのかなというふうに思っています。

それと、裁判官の判断でこれはモニターの方がどうふうに判断された場合はいいのかなどいうふうには思いますが、基本的には、審判廷での傍聴が原則だというふうに私自身は思っております。

○原参考人 モニターと直接傍聬するときの少年心理の違いですけれども、やはりモニターである以上は直接近くに、数メートル先に被害者がいるよりかは心理的には多少緊張状態が和らぐのではないかとは思っていますけれども、見られていると

はないかとは思っていますけれども、格好つけた言葉になってしまって、違ったことは違ひはないと思います。

○大口委員 今回こういう法改正をするに当たって、私は、やはり裁判官あるいは捜査に当たる者、そして付添人の役割は非常に大事だな、こう思っています。加害少年が本当に反省するかどうかということにおいて付添人というのは非常に大事でございますし、また傍聴を認めるという上において付添人の役割が大事ではないかなと思いますが、日弁連を代表されています斎藤参考人からお伺いしたいと思います。

○斎藤参考人 おっしゃるとおりであります。やはり付添人制度は極めて重要なと思います。私どもは、基本的に、先ほど述べたように、傍聴制度は望ましくないと思つております。しかし、どうしても一部でもそれを導入するというの

であるならば、それは付添人、弁護士の法的援助は不可欠であるというふうに思います。それなく

しては、まさに子供が被害者の前で物が言えなくなる状態になるだろうというふうに思います。そ

れは、まさに適正な審理とは言えないと思いま

す。適正手続の観点から、付添人は欠かせないと

いうことを申し上げます。

○大口委員 ありがとうございました。

○下村委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党的保坂展人です。

まず、原参考人に伺つていきたいんですけど

も、御自身が事件で逮捕されて少年院で過ごした

という体験を話され、また現在は青少年の立ち直りを支えるという立場からの話を、貴重な話として聞かせていただきました。

私たち大人は、子供、特に思春期のころのこと

を多くの場合は忘れて過ごしているわけですけれども、今、原さんのお話を聞いて、確かに少年の

時期、特に事件の直後という不安定な時期に、例えれば審判庭で強がりを言ってみたり、聞かれたとき

に思つていてことと全く違うことを言つてしまつたり、あるいは事実をわざと曲げて言つたり

とか誇張したりとか、要するに投げやりな態度をとつてみたりというようなこともありますか

うことを思いました。

そういうたときには、被害者の方がそこにいらっしゃるということを想定したときにどんなことが起こり得るかというのを、ちょっと経験の中から話してみてください。

○原参考人 実際に被害者が傍聴の折、私の経験から考えますと、なぜ被害者がいるかといったことをまず少年は考えますね。

○斎藤参考人 おっしゃるとおりであります。

資料としてお配りさせていただいたものがございません。日弁連として全国調査をいたしまして、可能な限り具体例を集めてみました。

私は認めるものであります。内容としては、少年の健全な育成を妨げるおそれがないということを明示することであるとか、あるいは傍聴の際に付添人の意見を聞くということであるとか、十二歳以下の触法少年については傍聴を認めないと

ほかも内容はあるんですけど、こういった内容を骨格としたものが出来ますね。しかし、その歩もうとした方向はいいとしても、まだ問題は、法制審議会、さらにはこの国会において、このような具体的な弊害が出るんだというこ

とをこれまで真剣に御議論されていただけるかといふ、法制審においてはもう過去形ですから、審議されていたのだろうか、そういう思いであります。

斎藤参考人はどう考えますか。そういった現状の政府案に一定の修正を加えたとして、この新しい制度がどう機能していくのかについての評価で

なことを適当に言おうかなというふうに考える少年もいると思います。

また、心身未熟な状態の幼い少年だとしたら、やはり被害者はどちらかといつたらば加害者に

とつては非難する側だと思うんですけれども、裁判官もそのような対象として見るでしょうし、やはり自暴自棄になつてしまふでしょうし、もちろん不用意なことも言うでしょうし、より自虐的になつてしまふのではないかと思ひます。

○保坂(展)委員 斎藤参考人にお願いしたいんです。

お配りをいただいている資料がございます。この資料の中には、少年審判期日における被害者等の意見の聴取ということで、具体的に、正座をし

なさいとか、やりとりがインターネットで公開されたとか、十億、二十億でも足らない、死ぬまで

許せない、悪魔とか、幸せになつてはいけない、それぞのケースですが書かれています。また、逆送後の公判期日ににおけるアクシデントですか、こういったことを資料で出された。

この資料を踏まえてお話をなりたいこと、これ

を踏まえてどういうことをお話しになりたいのかと

いうことをお願いします。

○保坂(展)委員 斎藤参考人にもう一問なんですが、私どもは、この少年法の改正案については

もつともっと議論をするべきだと。いろいろな、

きょうは参考人という形で、原さん、そしてまたこれからお聞きする土師さんのお話をもいただいていますけれども、ただ、国会も会期末で、午後から

は一応修正案が提示をされて、実はきょう採決をするという予定になっております。

修正案については、一定の努力があつたことを

お話ししてみてください。

私は認めるものであります。内容としては、少年の健全な育成を妨げるおそれがないことを明示することであるとか、あるいは傍聴の際に付添人の意見を聞くということであるとか、十二歳

以下の触法少年については傍聴を認めないと

れます。日弁連として全国調査をいたしまして、

可能な限り具体例を集めてみました。

私は、こういう不幸な事態が生まれる、こ

れは望ましくないと思つております。できるだけ避けたいという気持ちであります。

問題は、法制審議会、さらにはこの国会において、このような具体的な弊害が出るんだというこ

とをこれまで真剣に御議論されていただけるかといふ、法制審においてはもう過去形ですから、審議

が、事務手続として、自分の審理に有利になるように、被害者の耳ざわりのよいよう

に合わせをする。事件発生後間もない。そこで、



## 少年法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○細川委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表いたしまして、その提案の趣旨及び内容を御説明いたします。

政府提出法律案は、平成十六年に犯罪被害者等基本法が議員立法として全会派一致により成立したことなどを踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備を行ふものです。

衆議院本会議及び本委員会における政府案に対する質疑全体を通じて、少年の健全育成を図るという少年審判の目的を損なうことなく、いかなる形で犯罪被害者等の権利利益の実現を図ることができるかということが各党一致した問題意識であったと思われます。

そこで、このような共通認識を基盤として、自由民主党、民主党無所属クラブ及び公明党的与野党三会派が協議を行つた結果、三会派合意案として本修正案を提出することとした次第であります。

次に、本修正案の内容について申し上げます。

第一に、被害者等による少年審判の傍聴の要件及び手続について、次の三項目の修正を行うことといたしております。

その一は、少年の健全な育成を妨げるおそれがないことを判断基準として明示することとしております。

その二は、傍聴する被害者等の座席の位置、職員の配置などを定めるに当たって、少年の心身に及ぼす影響に配慮することとしております。

その三は、被害者等の傍聴を許す際に、弁護士である付添人の意見を聞くこと、加えて、意見を聞く際に弁護士である付添人がないときは、少年及び保護者が弁護士である付添人を必要としない旨の意思を明示したときを除き、弁護士である付添人を付さなければならないものとしております。

第二に、触法少年に係る事件の傍聴について、特別の規定を設けております。すなわち、十二歳未満の少年に係る事件を傍聴の対象から除外するとともに、十二歳以上の触法少年については、傍聴を許すか否かを判断するに当たり、一般に精神的特に未成熟であることを十分考慮することといたします。

第三に、家庭裁判所による被害者等に対する審判の状況の説明について、規定を設けております。最後に、この法律の施行後三年を経過した場合における、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定などの施行状況についての検討規定を設けております。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○下村委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○下村委員長 この際、お諮りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として法務省刑事局長大野恒太郎君、法務省矯正局長梶木壽君、法務省保護局長西川克行君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本日、最高裁判所事務総局小池經理局長及び二本松家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○下村委員長 これより原案及び修正案を一括し

て質疑を行います。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水野賢一君。

○水野委員 自民党的水野賢一でございます。

時間も限られておりますので、ただいま細川理事の方から三会派共同の提案理由説明がございましたけれども、この修正案に絞つて質問をしたいというふうに思います。

まず、修正案提出者に対してお伺いをしたいと思いますが、今回の修正の大きい柱の一つというのは、被害者の傍聴というものを、少年審判の傍聴に十二歳未満を対象外にしたわけですね。この十二歳未満の少年を対象外にした理由について、まずお伺いをしたいと思います。

○倉田委員 修正案において、被害者による審判の傍聴を十二歳に満たない少年については認めないとこととする、その理由でございます。

御承知のとおり、審判に傍聴を認めるることにようて、その少年の心情の安定への配慮が要請されるわけであります。そして、本委員会の審議においても、触法少年、特に十二歳未満の低年齢の少年につきましては、被害者の方々による傍聴を認めることの影響が非常に大きいだろう、いずれかの年齢をもつて傍聴を認める下限と定めるべきではないかという御意見があつたこともございまして、修正案では、中学校に入学する年齢を自安とした、こういうことで、十二歳未満、十二歳以上、こういうふうに分けたわけでございます。

○水野委員 確かに、新しい制度ですから導入に当たっては丁寧に導入をしていくということは、考え方として十分あり得ると思いますし、一方で、法律にも三年後見直し規定なんかもございますから、その中で、もっともつとやつていくべきだ、いやいやこれで十分だ、いろいろな議論というものはそのときにもまたあるのかな、そんなふうに思います。

さて、十二歳未満を外すということになると、そのように決しました。

○下村委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○下村委員長 これより原案及び修正案を一括し

て質疑を行います。  
関心もあると思います。これは、数字の話ですか  
ら刑事局長で結構なんすけれども、被害者傍聴の対象となる事件で十二歳未満の少年が引き起こしたものというのはどのくらいあるんでしょうか。

○大野政府参考人 司法統計年報では年齢別の統計がとられておりませんので、正確な数値はお答えできません。

ただ、触法少年の保護事件で今回傍聴の対象となるもののうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事案につきましては、平成十四年から十八年までの五年間の終局人員につきまして、七名となっております。この中で、法務当局が現時点において非行時十二歳未満であると把握している者は一名であります。

○水野委員 ちょっとこれは通告がなくて申しわけないので、けれども、局長に続けてお伺いしたいんですが、五年間で一名ということですか、そ

うすると、全対象事案の中で見ると、ここで外れることは一%未満みたいな感じのイメージでよろしくないでしょうか。確認です。

○大野政府参考人 おっしゃるとおりであります。

○水野委員 統いて、国選付添人についてお伺いをいたしたいと思います。

今回、修正案に国選付添人の話が第二十二条の五のところで入ってきたわけですね。少年審判においての国選付添いというのは必ずしも全く新しい話じゃなくて、今までの旧来の法律でも、第二十二条の三の第一項とか、同じく第二項なんかにもその規定があつたわけなんすけれども、その部分と違つて、今回こういう文言が入つてきてるわけですね。少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときにはこれは不要、そういうような文言が入つていますよね。

今までの部分には、今申し上げた第二十二条の三第一項とか第二項にはそういうような文言はないわけなんですが、この部分つまり、少年とか保護者がそういう付添人は要らないよと言つたとき

はつけてないといふにした。今までの部分と差がちよつとあると思うんですが、この辺はどういう理由なんでしょうか。

○倉田委員 お答えいたします。

御指摘の今までの部分というのは、少年法の二十二条の三の第一項や第二項の場合、つまり、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪とか、あるいは死刑または無期もしくは短期二年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪、この触法少年たち、この場合はなぜ必要的な国選付添人ということにしたかといいますと、この場合は、やはり非行事実とか、あるいは要保護性の判断の基礎となる事実、これらのものについて、厳密な、なおかつ、正確なところを審理しなければならない、こういうことで必要な付添人としていると考えます。

それに対しまして、今回は傍聴を許すか否かと

いうことの判断にまず当たつてということをございますので、少年に及ぼす影響をできる限り軽減するという観点からござります。ちよつと軽重

の違いもあるであろうということであります。その場合に、御本人並びに御本人だけでなく保護者も含めまして、いや、私たち大丈夫ですよ、国選付添人をいただかなくても十分安定した気持

うことが明示されたときは不要であろう、こういうことで外したわけでございます。

○水野委員 この国選付き添い、新しく法律の第

二十二条の五を新設することによって弁護士による国選付き添いが導入されるということですけれども、これは刑事局長の方にお伺いしたいんです

が、こういう話というのは予算にも関係してきますけれども、それによってどのぐらいの人数が新たに国選としてつくことになるのか。もちろんこ

れは、当然のことながら、どれだけの被害者が傍聴を希望するかとか、どれだけの少年とか保護者が付添人を希望しないかとか、いろいろな要素によつて変わってきますから一概には答えがたいと

は思いますが、今の時点で、大体あらあら

はつけなくていいといふにした。今までの部分と差がちよつとあると思うんですが、この辺はどういう理由なんでしょうか。

○倉田委員 お答えいたします。

御指摘の今までの部分というのは、少年法の二十二条の三の第一項や第二項の場合、つまり、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪とか、あるいは死刑または無期もしくは短

期二年以上の

懲役もしくは禁錮に当たる罪、この触法少年た

ち、この場合はなぜ必要な付添人というこ

とにしたかといいますと、この場合は、やはり非

行事実とか、あるいは要保護性の判断の基礎とな

る事実、これらのものについて、厳密な、なおか

つ、正確なところを審理しなければならない、こ

ういうことで必要な付添人としていると考えま

す。

それに対しまして、今回は傍聴を許すか否かと

いうことの判断にまず当たつてということをござ

いますので、少年に及ぼす影響をできる限り軽減

するという観点からござります。ちよつと軽重

の違いもあるだろうということであります。その場

合に、御本人並びに御本人だけでなく保護

者も含めまして、いや、私たち大丈夫ですよ、

国選付添人をいただかなくても十分安定した気持

うことが明示されたときは不要であろう、こうい

うことの外したわけでございます。

○水野委員 この国選付き添い、新しく法律の第

二十二条の五を新設することによって弁護士によ

る国選付き添いが導入されるということですけれ

ども、これは刑事局長の方にお伺いしたいんです

が、こういう話というのは予算にも関係してきます

けれども、それによってどのぐらいの人数が新

たに国選としてつくことになるのか。もちろんこ

れは、当然のことながら、どれだけの被害者が傍

聴を希望するかとか、どれだけの少年とか保護者

が付添人を希望しないかとか、いろいろな要素に

よつて変わってきますから一概には答えがたいと

は思いますが、今の時点で、大体あらあら

の数字というか、あらあらのイメージというか、どんなような形をイメージしますでしょうか。

○大野政府参考人 現時点におきまして具体的な事件数を正確に予測することはできないという前提でお話し申しますけれども、少年審判の傍聴の対象となる主な保護事件、これは被害者を死亡させた事件に限りますと一年当たり約三百八十件ということになるわけであります。この中から、被害者等が傍聴を希望しない事件あるいは少年に既に弁護士である付添人が選任されている事件、これは除かれることになるわけであります。したがいまして、今回の修正案によりまして導入される国選付添人制度によつて付添人が選任されることはさほど多くはない、あえて申し上げれば、年間おむね十数件、多かつても数十件程度ではないだろうかというふうに思われます。

○水野委員 さて、今回の修正案によつて、第二十二条の六で、被害者に對して家庭裁判所は説明をしなきゃいけないというような規定が入りましたね。被害者、犯罪被害者の権利利益というものが、きちんとここに配慮をしていくということは極めて大切だと思ひますから、こういうような項目が入つたことは評価をしたいというふうに思います。

具体的に修正案提出者に對してお伺いをしたいと思いますけれども、家庭裁判所が被害者側に権利を保障するときには、ほんの職務にも差し支えます。そこで、そこらのことを含めてどうするか、これから最高裁判所の規則で決めていかねばならない。官の説明を要する場合もあるやには考えますが、いずれにせよ、裁判官がすべてそういう場面で云々ということは、ほかの職務にも差し支えますので、そちらのことを含めてどうするか、これから最高裁判所の規則で決めていかねばならない。場合によつては裁判官は無理だろう、こういうこともあります。

また、口頭か文書か。これは、まずは口頭でござりますね。

○水野委員 この家庭裁判所によつて被害者側に對して状況を説明するという部分の規定にこういふふうにあるわけですね。二十二条の六の部分で、少年の健全な育成を妨げるおそれが多く相当と認めるときはそれを認めるということで、裏を返せば、少年の健全な育成を妨げるおそれがあつたりする場合には説明をしないといふこともあります。そこで、少年の健全な育成を妨げるおそれがあつたりする場合には説明をしないといふこともあり得るというふうに思ひますが、そうすると、被害者の方からすると、何で説明してくれないと、被害者の方からすると、何で説明してくれないと認めるときはそれを認めるということで、裏を返せば、少年の健全な育成を妨げるおそれがあつたりする場合には説明をしないといふこともあります。

きょうは、時間の関係がありますので修正部分に限つて質問をしてまいりましたけれども、今回の法改正というものは、従来、とかく、加害者の権利は守られるけれども、被害者の権利というものが非常に強かつた、そういうものを是正していくことによって、この法改正自体、非常に意義深いものだと持つております。この法律が速やかに成立することを私も期待しておりますし、その中で、法務省、裁判所等々、犯罪被害者などの対策に向けても、また少年の健全な保護育成に向けても今後も頑張つていただこうと期待して、私の質問を終わらせたいと思います。

○下村委員長 次に、神崎武法君。

○神崎委員 公明党的神崎武法でございます。振り返つてみますと、当然上級審に行きましたね。そういう場合に、家庭裁判所の方ではまだ少年の審理をしている、しかしながら、不服申し立てを

審理するために高裁判所へと記録を送らねばならないなんという場合も出てまいります。そうしまどありますし、またさらに、認めるのが妥当か否か、相当かどうかということは、やはり第三者の裁判所というよりも、現場の本来の家庭裁判所にその判断をゆだねられるべきことではないか、こう考えます。

○水野委員 こういう被害者の方々への説明とか、あるいは審判廷の状況といふことでございま

すから、書記官が主になるのではないか。しかし、それでは不足だというような場合には、現場

「施行後五年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従つた施策を実施する。」としているところであります。

その後、法制審議会少年法部会を中心に審議がなされまして、今国会に少年法の改正案が提案されたわけでございますけれども、私は、被害者等の権利利益を一層保護する制度改革に賛成であります。その立場で、再確認をさせていただきたいと思います。

まず、犯罪被害者等によります少年審判の傍聴につきましてですが、現行法上は、少年審判規則二十九条に基づいて、裁判所の認める範囲で審判への在席が認められる場合があるということであります。

今回、改正法で新たに被害者等による少年審判の傍聴手続を規定した趣旨につきまして、改めて法務大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○鳩山国務大臣 神崎先生御承知のとおりだと思いますが、少年審判規則第二十九条に、「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を許すことができる。」と。この相手もいるようではあります。

しかし、これは少年側の方々、つまり、少年の生活環境や処遇に関係の深い方々、例えば親族、あるいはその少年の担任の先生、あるいは勤めていた場合の雇い主、あるいはその少年が前に保護観察を受けておったとすれば保護観察官等を在席させるための規定と解するのが一般的でございました。その中に被害者や被験者を含めるのは無理がある、こういうふうに考えまして、今回、新しく被害者による傍聴というものを認めることといたしました、そういう法改正をお願いしているわけでございます。

最高裁判所によれば、審判の傍聴そのもののために規則二十九条が用いられた例については承知

していらないというようなコメントもあるようですが、少年審判規則二十九条に基づいて対応が十分なまづたと存じます。

○神崎委員 新たに被害者等による少年審判の傍聴の手続を定める必要はないという立場の方からは、少年審判規則二十九条に基づいて対応が十分可能ではないか、こういうことを言っているわけあります。裁判の実際の運用として、現行の取り扱いと、それから新たに改正法の手続とで、実際どういう変化が被害者等の傍聴について出てくるものなのか、最高裁判所にお尋ねをしたいと思いま

す。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げ

ます。ただいま法務大臣が答弁されましたとおり、少年審判規則第二十九条により審判への在席を許すことができる者といたしましては、実務上も、少年の生活環境や処遇に關係の深い少年の親族、担任教諭、雇い主、保護司等をいいまして、被害者はこれに該当しないと解して運用されているのが一般的でございます。

したがいまして、本法律案が成立いたしますと、この法律によって被害者等の傍聴が認められることになると理解しております。

○神崎委員 被害者等に傍聬を認めるべきであるという論拠の一つに、被害者等の知る権利に配慮する必要があるということが言われているわけであります。この点につきまして、既に、二〇〇〇年

年の少年法の改正におきまして、記録の閲覧、暗写、意見の聴取、審判結果の通知等の制度を新設する必要があります。この点につきまして、既に、二〇〇〇年

の質疑の内容は、私は実は記録でしか見ておりません。直接は聞いておりませんが、例えば、少年法は犯した罪に比べ少年を保護し過ぎている反面、被害者は蚊帳の外に置かれていたではないからも考え方をお示いだいたところでございりますが、裁判の実際の運用として、現行の取り扱いと、それから新たに改正法の手続とで、実際ども、今回のような被害者あるいは遺族によって人権とか立場とか、そういうものがどうしてあります。だからも考え方をお示いだいたところでございりますけれども、この点については今大臣の立場から見て、それが最も軽く見られてきた、それを改めようというのがあります。そこで新たに改正法の手続とで、実際どういう変化が被害者等の傍聴について出てくるもののか、最高裁判所にお尋ねをしたいと思いま

す。そのなかで、最高裁判所にお尋ねをしたいと思いま

す。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げ

ます。ただいま法務大臣が答弁されましたとおり、少年の生活環境や処遇に關係の深い少年の親族、担任教諭、雇い主、保護司等をいいまして、被害者はこれに該当しないと解して運用されているのが一般的でございます。

したがいまして、本法律案が成立いたしますと、この法律によって被害者等の傍聴が認められることになると理解しております。

これは、被害者の方々としては、書面により審判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやりとり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやりとり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやりとり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやりとり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやりとり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことがあります。されども、先ほど水野先生からのお話にもありましたように、加害少年の方についてはさまたんな規定があるんです。これは一般的の犯罪、大人の犯罪でも同じですが、結局、被害者の尊厳も含めて全体、トータルで判断をすべきだという意見を述べておりますけれども、これに対しても大

臣の判断をお伺いしたい。

○鳩山国務大臣 午前中の参考人の意見陳述とそ

の質疑の内容は、私は実は記録でしか見ておりません。直接は聞いておりませんが、例えば、少年

が、被害者が情報を探ることができるようになります。しかしながら、やはり実際に最愛の家族

を亡くされたような方々からは、閲覧、暗写はで

きても、あるいは審判結果の通知は受けても、な

お、審判の傍聴を自分たちみずからでしたかつた

という御要望や御意見が多数寄せられてきたわけ

でございます。

これは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやり

とり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやり

とり、それをみずからその場で直接見聞きし

て、その具体的な状況について十分な情報を得た

ことは、被害者の方々としては、書面により審

判の内容を知るだけでなく、審判の具体的なやり

とり、それをみずからその場で直接見聞きし

少年の虚偽がそのまま認められる可能性があり、

事実認定に不十分な面がある、こういう指摘があります。

これに対しまして、少年の捜査記録が家庭裁判所に提出され、さらに二〇〇〇年改正で少年審判に検察官を出席させる制度を導入しているし、事実認定の適正化は図られている、したがって、被害者等の傍聴をあえて認める必要はないではないですか、こういう反対意見もありますけれども、大臣、どのように反論されますか。

○鳩山国務大臣 檢察官関与の規定が新設されましたのは平成十二年の少年法改正でございました。それまでは検察官関与というのは一切ありませんでした。きょうの午前中の参考人のお話をも、検察官関与がない事件では少年の主張がそのまま認められるので、少年がうそをつき、眞の更生も図られない、被害者が傍聴していると少年も本当のことを言う、こういう御意見が述べられておりまして、私はまことにもつともだと思つております。

確かに検察官関与という規定は新設されましたけれども、これは非公開で行われる少年審判でございまして、適正な処遇を選択するとともに、内省の深化、つまり、少年が自分の犯した非行あるいは犯罪について十分反省をするように促していく、そういう必要があるわけでございます。

そういう趣旨で、先ほど冒頭、神崎先生からお話をあつたように、少年の生活環境や処遇に關係が深い者の在席は許すという規定があつたわけですが、それだけでは被害者が全く蚊帳の外に置かうふうに願うものでございます。

○神崎委員 午前中に、日弁連の少年法問題対策チームの「少年審判での意見聴取、刑事裁判における問題事例」が配付されました。これを見ますと、例えば、「被害者の親が、意見を陳述する際、少年に向かって、人の話を聞くのに何でいすに座っているのか、床に正座しないなどとどなりつけ、さらに、意見陳述の後に

は、少年に向かつて物をぼうり投げた。また、調べ書の内容や審判庭での様子が、インターネット上に公開されてしまった。当初は完全に実名で記載

され、その後、中止申し入れにより一部伏せ字となりました。これは傷害致死、大阪の事例。

それからもう一つは、「送致事実でも被害者への殺意は認められない事案であったが、被害者の親は、少年に対しても、「そんなに人を殺したかったのか」と述べたうえ、「悪魔」「人間とは思えない」「あなたは一生幸せになつてはいけない」あなたは一生結婚してもいけないなどと陳述した。」傷害致死 埼玉の事例です。

こういう事例が報告されています。

また、新聞報道によると、怒りをぶつけられた少年の一人は少年院で自殺を図つたが命を取りとめた、こういうことも報道されているわけであります。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

ただいま委員が御指摘になつた意見陳述に際してのケースと、そしてインターネットへの書き込みがなされたケースにつきましては、概要、そのようなことがあつたと承知しております。

以上でございます。

○樋木政府参考人 平成十二年の少年法等の一部改正以降、全国の少年院から、矯正局に対しまして、合計十一件の自殺未遂事案の発生報告が来ております。

か、あるいは両親との関係に悩んだりとかというようなものが原因であつたようでありまして、委員が今御指摘になりましたような理由で自殺を図つたけれども命を取りとめたという事例については、私どもは承知いたしておりません。

○神崎委員 意見陳述をするだけでもこういうことが起つているんですから、被害者等に審判の

傍聴を認める、やはり少年が萎縮していろいろなことが起るんじやないか、こういうおそれが

あるじゃないかという批判だらうと思いますが、この少年を萎縮させないための配慮は十分可能なかどうか、これは当局にお伺いしたい。

○大野政府参考人 御指摘のよう、従来、被害者等が審判廷に入つたことによってトラブルを生じた事例もあるということは承知しているわけでありますけれども、そうした事例はまれでござります。

これからは制度の話でございますけれども、少年の年齢や心身の状態、それから少年と被害者等の関係はさまざまありますので、傍聴すると、常にといいますか、直ちに保安上不測の事態を生じたり、少年が萎縮するというような弊害を生じるものではないと考えております。

この法律案では、裁判所による適正な処遇選択や、それから少年の反省を深める妨げにならないよう、傍聴を認めるかどうかにつきましては、裁判所が少年の年齢や心身の状態等を考慮いたしましてきめ細かく判断することとしております。また、傍聴を認める場合におきましても、その審理の状況等によりまして被害者等に退席を求めるこ

ともできると考えております。さらに、裁判所は、少年と被害者等の関係につきまして、事前に家庭裁判所調査官の調査結果等を参考にいたしまして少年の状態を相当深く把握し、また被害者調査等を行うことも予定されておりわあります。

したがいまして、被害者等の傍聴を認めても、御懸念の少年を萎縮させるというような事態を生ずることなく審判を行なうことは可能性であるといふうに考えております。

したがいまして、被害者等の傍聴を認めても、

いたがいまして、先ほど申し上げた、単に事件の内容を知りたいという場合であつても、当然にそれは、それ以外の特段の不相当とするような事情のない限り閲覧、謄写が認められる、こういうことにしよう、ということです。

○神崎委員 被害者等によります申し出による意見聴取につきまして、被害者の心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族または兄弟姉妹を新たに加えているところでありますけれども、実際にそういう必要性というものは生じたのでしょうか。

○大野政府参考人 被害者が死亡されない場合でも、被害者の心身に重大な故障がある場合の配偶者等、これは現行法では意見聴取の対象とされていないわけありますけれども、しかし、被害者の心身に重大な故障がありまして、被害者本人が

でないと認める場合を除いて閲覧、謄写させるものとする、こういうことで、一体これは実際どのよう閲覧、謄写の範囲が拡大するのかどうか、どういうところで拡大するのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○大野政府参考人 ただいまお尋ねがありましたのは、閲覧、謄写が認められる場合についてのお伺いをしたいと思います。

現行法におきましては、損害賠償請求権の行使のために必要があると認められる場合その他正当な理由がある場合などの要件を満たす場合に限り閲覧、謄写が認められる、こうなつているわけ

であります。

この点につきまして、被害者の側からは、単に事件の内容を知りたいという理由であつても閲覧、謄写を認めるべきではないかという御意見が示されております。これが現行法でカバーできるかどうかというの微妙な点もございますので、こうした被害者等の心情を犯罪被害者等基本法の趣旨等に照らして十分に尊重すべきという観点から、今回の改正でこの要件を改めまして、原則として閲覧、謄写を認めることにしたわけであります。

この点につきまして、被害者の側からは、単に事件の内容を知りたいという場合であつても、当然にそれは、それ以外の特段の不相当とするような事情のない限り閲覧、謄写が認められる、こういうことになります。これが現行法でカバーできるかどうかというの微妙な点もございますので、こうした被害者等の心情を犯罪被害者等基本法の趣旨等に照らして十分に尊重すべきという観点から、今回の改正でこの要件を改めまして、原則として閲覧、謄写を認めることにしたわけであります。

したがいまして、先ほど申し上げた、単に事件の内容を知りたいという場合であつても、当然にそれは、それ以外の特段の不相当とするような事情のない限り閲覧、謄写が認められる、こういうことになります。

○神崎委員 被害者等によります申し出による意見聴取につきまして、被害者の心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族または兄弟姉妹を新たに加えているところでありますけれども、実際にそういう必要性というものは生じたのでしょうか。

○大野政府参考人 被害者が死亡されない場合でも、被害者の心身に重大な故障がある場合の配偶者等、これは現行法では意見聴取の対象とされていないわけありますけれども、しかし、被害者の心身に重大な故障がありまして、被害者本人が



の点、はつきりしておかなければいけないというふうに思います。

私は、犯罪という卑劣な行為によって人権が侵害された犯罪被害者等に格別の配慮をする、こういうことは当然と思つておりますし、大臣の答弁の言いたいところも理解するものでございますけれども、法案の審議というものはそれだけではないわけでありまして、やはり一条の大臣の答弁が法律が成立した後の運用に当たりまして大きな意味も持つてゐるのですから、さらに大臣答弁というものがより重いものだということであります。

そこで、お聞きをいたします。

この解釈につきましては、刑事局長の答弁で運用していく、つまり傍聴の許否、許すか許さないかに当たっては、特にどちらを原則あるいは例外とするということではないという解釈で運用に当たるということについて、これは大臣の方からもいま一度明確に答弁をしていただきたいと思います。

○鳩山国務大臣　さすが細川先生の鋭い御指摘なところでございますが、先ほど申し上げましたけれども、現在まで、あるいは近年までの我が国のさまざまな刑事司法制度等が、やはり加害者と被害者というのを比べた場合に、どうしても被害者に薄過ぎた、被害者の尊厳というものをもつと考えるべきであった、こういうことであり、その反省の中から犯罪被害者等基本法あるいは政府の犯罪被害者等基本計画ができてきました、こう考えるわけでございます。

繰り返しになりますが、少年法は犯した罪に比べ少年を保護し過ぎている反面、被害者は蚊帳の外である、被害者が情報を知ることができるようにする事が重要である、これはきょうの午前中の参考人質疑で出た意見でございまして、従来の我が国の制度は、残念ながら、そう言われて仕方のない仕組みであったと思うわけでございます。

そこで、私は、何物にもかえがたい御家族の命を奪われ、生涯回復できないのではないかという

ほどの被害あるいは精神的被害を受けた方々が、事件がなぜ起つたのか、あるいはどのような審理を経て処分が決められるのか、あるいはその加害少年、場合によつては触法少年といふこともありますけれども、法の審議というものはそれだけではなく、法の審議といふのはそれだけではないわけでありまして、やはり一条の大典の答弁が法律が成立した後の運用に当たりまして大きな意味も持つてゐるのですから、さらに大臣答弁というものがより重いものだということであります。

そこで、お聞きをいたしますが、このための法整備だという気持ちが、私はかなり強くなるわけでございまして、そんな中で、御党の階委員とのやりとりの中で、できる限り傍聴は認めてあげる方向にしたいものだという私の気持ちが出た答弁なんだろう。

しかしながら、私も一応何ヶ月も法務大臣をやつておりますから多少のことは身についておるわけございまして、実際にはそれぞれの裁判体が、それこそきめ細かく配慮をして、少年の健全育成という少年法の精神に照らして傍聴を許すか許さないかを決めていく、そのことは私も十分わかっているわけでございますが、被害者の方々や遺族の方々の御要望におこたえしたいという気持ちが、刑事局長より私の方が若干強いんだろう、こう思います。

○細川委員　原則として認めるということではないんだということで、今の答弁をお聞きしておきたいと思います。

それでは、もう一つ確認をしておきたいと思いますが、これは前回のこの質疑で、記録の閲覧、謄写について、刑事局長は、私の質問に次のようになりますが、社会記録については閲覧、謄写させない、その身上記録全体の中に、社会記録ではないが非常にプライバシーとして閲覧、謄写させるべきでない部分というのはやはりあるだろう、こういう解釈を我々法務省はしておりますということなのでございます。

ですから、今汚い図で示しましたけれども、身上、経歴というものがもしあるとしますと、その中の社会記録については閲覧、謄写させない、その身上記録全体の中に、社会記録ではないが非常にプライバシーとして閲覧、謄写させるべきでない部分というのはやはりあるだろう、こういう解釈を我々法務省はしておりますということなのでございます。

さるに、各地方検察庁では、従来から被害者等通知制度に基づきまして、被害者の方々やその御家族などで通知を希望される方に対しましては、事件の処理結果、つまり起訴、不起訴、それから公判期日、刑事裁判の結果、さらに懲役刑や禁固刑などを受けた者が釈放された場合にはその日にち、加害者が収容されている刑務所名や刑務所での待遇状況などを通知しております。

そのほか、各地方検察庁では、担当の検察官が、捜査への影響等を勘案しながらありますけれども、刑事手続の各段階におきまして、被害者の方々に情報提供をしております。捜査段階においても、さらにもつともっとお聞きをしておりま

報を入手した人が、その守秘義務に反してインターネットなどで公開をすることに対する有効な防衛策というものが以上の通りです。

そこで、まずお聞きをいたしますが、検察庁は、被害者あるいは遺族の人たちに対して、支援制度あるいは通知制度などで対応しているというふうに聞いておりますが、どんなことを検察庁としては行つておられるのか、被害者ホットラインの利用状況、こういうのも含めてお答えいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣　細川先生御承知のように、今まで記録の閲覧、謄写というのは、いわば非行事实だけ、犯罪事実というケースもあると思いますが、非行事実だけだったわけございますが、これを身上、経歴等の記録についても閲覧、謄写の対象とするわけでございます。しかしながら、一般に社会記録と言われるものは除かれ、閲覧、謄写の対象としない。

ちよつと汚い図で申しわけないんですが、身にかかる御要望をお聞きしているほか、捜査、公判に関するさまざまな情報の提供や、被害者支援機関、団体との連絡調整などを行つております。

また、各地方検察庁に被害者ホットラインを設けまして、被害者の方々に来庁していただかなくとも、気軽に、電話やファクシミリによりまして、被害相談や事件に関する問い合わせに応じることができます。

具体的には、まず各地方検察庁に被害者支援員を配置いたしまして、被害者の方々からさまざまなお問い合わせを受けております。その利用状況であります、平成十九年、この関係の件数は一万二千件余りあるというように承知しております。

さらに、各地方検察庁では、従来から被害者等通知制度に基づきまして、被害者の方々やその御家族などで通知を希望される方に対しましては、事件の処理結果、つまり起訴、不起訴、それから公判期日、刑事裁判の結果、さらに懲役刑や禁固刑などを受けた者が釈放された場合にはその日にち、加害者が収容されている刑務所名や刑務所での待遇状況などを通知しております。

そのほか、各地方検察庁では、担当の検察官が、捜査への影響等を勘案しながらありますけれども、刑事手続の各段階におきまして、被害者の方々に情報提供をしております。捜査段階においても、さらにもつともっとお聞きをしておりまして、被害者の方々に情報提供をしております。

そこで、私は、何物にもかえがたい御家族の命を奪われ、生涯回復できないのではないかと感じたこ

とがいろいろございました。その一つが、やはり情報の提供でございます。記録の閲覧、謄写とか、そういう以外にもいろいろな要望がございました。

そこで、まずお聞きをいたしますが、検察庁は、被害者あるいは遺族の人たちに対して、支援制度あるいは通知制度などで対応しているというふうに聞いておりますが、どんなことを検察庁としては行つておられるのか、被害者ホットラインの利用状況、こういうのも含めてお答えいただきたいと思います。

○大野政府参考人　お答えいたします。

検察庁におきましては、現在、被害者支援のため、さまざまな取り組みを行つております。

具体的には、まず各地方検察庁に被害者支援員を配置いたしまして、被害者の方々からさまざまなお問い合わせを受けております。その利用状況であります、平成十九年、この関係の件数は一万二千件余りあるというように承知しております。

さらに、各地方検察庁では、従来から被害者等

通知制度に基づきまして、被害者の方々やその御家族などで通知を希望される方に対しましては、事件の処理結果、つまり起訴、不起訴、それから公判期日、刑事裁判の結果、さらに懲役刑や禁固刑などを受けた者が釈放された場合にはその日にち、加害者が収容されている刑務所名や刑務所での待遇状況などを通知しております。

そのほか、各地方検察庁では、担当の検察官が、捜査への影響等を勘案しながらありますけれども、刑事手続の各段階におきまして、被害者の方々に情報提供をしております。捜査段階においても、さらにもつともっとお聞きをしておりまして、被害者の方々に情報提供をしております。

そこで、私は、何物にもかえがたい御家族の命を奪われ、生涯回復できないのではないかと感じたこ

状況等の情報を提供いたします。

また、不起訴処分をした場合におきましても、御希望に応じまして、捜査への影響等を考慮しつつ、事前あるいは事後に、その処分の内容や理由についても説明するようにしております。

公判段階におきましても、例えば冒頭陳述の内容を記載した書面をお渡しする、あるいは公判の

起訴されるまでは非開示でござりますし、不起訴の場合には、特に供述調書なんかはなかなか開示されない、こういうことであります。特に、警察や検察の捜査に不満がある場合ですと、不起訴になつて初めて実況見分調書などの内容がわかつて驚いたといった例が相次いでおるわけでありま

そういうこともあるようでございます。  
そこで、長々と言いましたけれども、私が言いたいのは、被害者等が捜査に関する情報を得ようとしても捜査段階ではなかなか出してもらえない、こういう実情でありますから、仮に警察の捜査に問題があった場合、全くチエックが働かないということもこれまた私は問題だと思いまして、四月十一日の当委員会での私の質問でも、大臣は

はもちろんプライバシー保護あるいは円滑な捜査遂行の必要性を踏まえた規定でございます。ただ、この四十七条にはただし書きがくついておりまして、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされております。

検察庁としては、引き続きこうした取り組みを積極的に進めまして、被害者の方々の心情等に一層配慮するよう努めていくというように承知しております。

いような場合は、専ら多いわけではありませんが、特に一方が死亡したような場合には、生存者の方が供述すること、それがそのまま採用されるということともいまだにあるようございまして、私は、この点が非常に気になつて、いるところでございま

検察かし「かりしておれは適正な捜査ができるのではないかというふうに私は思います。」というようなお答えもいただいておりまして、私がいろいろ交通事故の遺族の皆さんから要請を受けた件では、検察がしっかりと機能を果たしているかといいますと、そうでもないというふうに思っています。そこで、志布志や水見の事件、あの冤罪事件を例に出すまでもないんですけども、むしろほどんど検察は警察の捜査を追認しているというふうにしか思えない。警察の捜査に問題があつた場合

そこで、現在、検察当局は、捜査段階であります。それでも、犯罪被害者等の方々から要望がある場合には、可能な範囲で、捜査への支障等を勘案しながら捜査状況等について説明をしております。そして、今委員が特に御指摘になりました実況見分調書でありますけれども、実況見分調書につきましては、いわば客観性の高い証拠ということ

す調書の開示ということについてお伺いをしていただきたいと思います。

この少年法の改正案で、傍聴の対象となりますのは、多分、件数としては業務上過失致死傷罪等が圧倒的に多いだろう。現在、多くは、刑法の二百十一条第二項の自動車運転過失致死傷罪ということになるだろうと思います。いわゆる交通事故による死亡または生じ重大な危険の事案、これが多

りますけれども、平成十一年十一月に熊本県で起つております。亡くなつたのは、東京から單身でバイクの旅行をしていた男性でございまして、警察の調べでは、停車中の乗用車にバイクが追突をしたということでございますけれども、遺族がその実況見分調書を見たのは、乗用車の運転手の不起訴が決まつた後だということです。そこで、その後、遺族は自分で調査を始めまして、警察の調べによると、走行中の乗用車がバイクの前方に

で、被害者や遺族はできるだけ真実を知りたい、  
生かそうとするのが犯罪被害者等基本法の趣旨だ  
というふうに私は思つております。

そこで、少年法のこの改正案、傍聴が認められ  
る事件というのは、そういう交通事故、業過の事  
件が大半を占めるだろう、こういうふうに思われ  
ますので、捜査段階であっても、せめてその交通  
事故の実況見分調書くらいは被害者に開示すべき  
だというふうに私は考えます。一般に公開をしろ  
というのではなくて、被害者の気持ちにこたえる  
意味で、捜査に支障を来さない範囲で開示すべき  
ではないか、これについて法務当局のお考えを開  
かせてください。

○大野政府参考人 ただいま委員が御指摘になり  
て、被害者や遺族はできるだけ真実を知りたい、  
生かそうとするのが犯罪被害者等基本法の趣旨だ  
というふうに私は思つております。

そこで、少年法のこの改正案、傍聴が認められ  
る事件というのは、そういう交通事故、業過の事  
件が大半を占めるだろう、こういうふうに思われ  
ますので、捜査段階であっても、せめてその交通  
事故の実況見分調書くらいは被害者に開示すべき  
だというふうに私は考えます。一般に公開をしろ  
というのではなくて、被害者の気持ちにこたえる  
意味で、捜査に支障を来さない範囲で開示すべき  
ではないか、これについて法務当局のお考えを開  
かせてください。

○細川委員 被害者に説明する場合に、実況見分  
調書も示す場合もあるということとありますけれ  
ども、しかし現実は、私が聞いた限りでは、まず  
見せてもらえないというふうに聞いております。

○細川委員 刑事訴訟法四十七條の後半では、「但し、公益  
上の必要その他的事由があつて、相当と認められ  
る場合は、この限りでない。」こういう規定がちや  
んとありますので、実況見分調書というのは本當  
に客観的な証拠でありますから、特に、それを被  
害者が見ても捜査の妨害になるとかそういうよう  
なことは一切ない、被害者が真実を知りたい、こ  
ういうときには、やはり実況見分調書を見せると  
いうことが大事ではないかというふうに私は思い

調査法四十七条が壁になりまして、今まででは法務省からなかなかいい答えがもらえていなかつたわけでございます。

私は、超党派の交通事故問題を考える国会議員の会というのがありまして、そこの事務局長もやつたりしております、そういう交通事故の被害者からいろいろな要望も聞きます。

調書は、判決確定後は開示されますけれども、

手は責任はないということになっております。しかし、この事件は現在も係争中でありますから、私はこの事実関係に入つて余りどうこう言いたくはないんですけども、一方は東京からバイクですつと運転をしていった青年、一方、相手方には地元の女性、そして、その女性は警察官と結婚をしているとか、そういうようないろいろな背景もありまして、この警察の調べには疑問がある、

かせてください。  
○大野政府参考人　ただいま委員が御指摘になり  
ました刑事訴訟法四十七条规定のとおりまし  
て、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、  
これを公にしてはならない。」ということで、原則  
として捜査段階の書類は捜査段階においては公に  
しないということになるわけですが、これ

なことは一切ない。被害者が眞実を知りたい。こういうときには、やはり実況見分調書を見せるということが大事ではないかというふうに私は思いますけれども、ちょっと大臣のお考えを聞かせてください。

方々の、知りたい、どういう少年なんだろうか、少年審判でどんなやりとりをしているんだろうか、あるいは身上、経歴等もどんなふうであろうか、そういう切実な思いにこたえるような立法をしよう、それが犯罪被害者等基本法や基本計画に沿つたものである、そう考えているわけでござります。

そのことを踏まえて、今の細川先生のお話を承

りますと、先生御指摘の熊本県で発生した交通事故、今から十年前なんでしょうか、それは交通事故ですから、どつちに過失があつたとかいろいろ難しい問題は出てくるわけあります、そのオートバイに乗つた青年は亡くなってしまうわけですね。その遺族の皆様方の御心痛、察するに余りあるものがございまして、先生が切々とお話をされましたように、結局不起訴になつておつて、後から実況見分調書を見る。これは、余りにも、余りにもという気がします、私の率直な思ひは。

したがつて、少なくとも先生が御指摘のようないい案件では、刑事訴訟法四十七条というのは、その読み方は、ただし書きを極めて重く、あるいは幅広く読みほどくべきでありまして、実況見分調書を遺族の方に、それこそこのようないい例であるなう思ひます。

○細川委員 ありがとうございました。

それでは、次に少年事件の場合は、捜査や調査が終われば、主に家庭裁判所というのが舞台になるわけでございます。そこでお聞きいたしますが、現在も、記録の閲覧、謄写の制度あるいは意見陳述や審判の結果などの通知制度がございます。これらの人たちに対応する職員や場所が確保されているかどうか、これらの点について最高裁の方に御質問します。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げ

ます。

ただいま委員が御指摘になられた被害者配慮制度に関する周知策いたしましては、少年事件の手続の流れや、あるいは被害者配慮制度をわかりやすく説明しましたリーフレットを作成し、各家庭裁判所に備え置くとともに、警察署、検察庁、弁護士会その他の関係機関に備え置きを依頼しております。

加えて、現在、全国の家庭裁判所におきましては、被害者が死亡した場合などの一定の重大事件や、それ以外の事件でありましても、記録等を検討しまして被害者への配慮が必要と判断した事件については、被害者等からの被害者配慮制度の申出を待たずに、ただいま御説明申し上げましたリーフレットを被害者にお送りするなどの運用を行っております。

なお、今回の法律案が成立いたしますと、ただいま御説明申し上げましたリーフレットの内容につきましても、必要な改定を行い、周知に努めたいたと考えております。

次に、被害者の記録の閲覧、謄写に関する御質問ですが、現在、被害者の方々に事件記録を閲覧していただく場合におきましては、記録管理の適正という観点も踏まえまして、通常、職員が立ち会う別室を用いたり、職員が在室している書記官室において閲覧していただくなるなどの方法がとられているものと承知しております。

今後とも、被害者等が窓口を訪れて、被害者配慮制度について御質問があつたような場合には丁寧に説明し、また記録の閲覧等につきましても、その心情に十分配慮して適切に対応していきたいと考えております。

○細川委員 そうしますと、審判が終了いたしましたと考へております。

今後とも、被害者等が円滑に通知制度の利用ができるよう、制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

○細川委員 では次に、少年審判の運営についてちょっとお伺いをいたします。

午前中の参考人の意見の中で、原参考人は、非常に裁判官の親身な進め方によつて、みずからい

そうした情報が、被害者、遺族の要望に従つて通

知はしているということではありますけれども、必ずしも被害者あるいは遺族の方たちが満足して

いるとも思えないわけでございます。

そこで、お伺いいたしますけれども、こうした情報の提供について、通知制度の現状などはどうなつてゐるのか、これは保護局長ですか、教えてください。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

保護処分を受けた加害少年の処遇状況については、現在の運用では、被害者等からの通知希望申出に基づいて、被害者等に対する通知を実施しております。

具体的には、加害少年が、審判の結果、少年院送致処分になった場合は、少年院長が、収容されている少年院の名称、個人別教育目標などの少年院における教育状況、出席年月日等を通知し、地方更生保護委員会が仮退院審理に関する事項を通知しております。また、保護観察処分になった場合や、少年院から仮退院を許された場合には、保護観察所長が、保護観察を担当する保護観察所の名称、特別遵守事項の内容、保護観察官、保護司との接触状況、保護観察終了年月日等をそれぞれ通知しております。

従来、保護処分を受けた加害少年の処遇状況については、事案に応じて対応しておりましたが、昨年の十二月一日からこの新たな制度が開始され、今申し上げたような情報を被害者等に対しても通知しております。被害者等の要望はさまざまであると承知しておりますが、この制度により、被害者等の方々に対しても、相当程度充実した情報を伝えできると考へております。

今後とも、被害者等が円滑に通知制度の利用ができるよう、制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し

ろいろなことを話す気持ちになつたというような経験を言われましたけれども、しかし、必ずしもそうでない場合もあるようございます。

これは、元家庭裁判所の裁判官で今は弁護士をされております井垣康弘さんという方が、産経新聞で書かれている、その記事を拝見しましたので、そのことからお聞きをしたいと思います。

「少年審判の運営の実情や問題点について、書いてみたい。実は、裁判官は、遠慮してか他の裁判官の審判をのぞかない。私は、後輩に、一度見において、「裁判官の研修」という扱いで便宜を図るから」とお勧めしていたが、誰も私の審判を見に来なかつた。もっとも私も「審判を見に行かなかつたけど…」しかし、そのため、自らの審理の進め方を批判的・客観的に見つめることができない。従つて、反省や工夫をするきっかけもつかめない。いつまでも各自がてんでバラバラな進め方をしていく。裁判官ごとにみんな相当違つた審判をしていくということと自体、お互いにあまり分かつていいない。」まだ後が続いておりますけれども、こういうこと。

これは、この井垣さんという方の経験からの話だと思いますけれども、この記事を見る限り、裁判官は自分で審判をやつておるので内容もばらばらじゃないか、こういうことなんですねけれども、今私が読んだ内容について、最高裁判所の方はどういうふうに聞かれましたでしょうか。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し

ます。

委員御指摘のとおり、それぞれの裁判官が少年審判のよりよいやり方を工夫していくということは重要なことであります。各裁判官はいろいろな形でこれに努めているものと承知しております。

また、裁判所におきましては、少年審判を担当している裁判官を対象としまして、少年審判の実務をより一層向上させるための研究会を実施しております。その中では、審判運営のあり方につい

て裁判官相互で議論をし、お互いの審判のやり方について検証し合う、そういうことも行っているところでございます。

○細川委員 引き続き、こういうことも書かれているんです。

「私は、ある少年院を訪問して、「いろんな審判の進め方にについて、少年たちから具体的な不満をたくさん聞かせてほしい」と頼んだら、座談会を設営してくれた。うち一人の少年は、ひつたりを三十件もやつていて、少年院送りは覚悟していた。でも、一応試験観察を希望して、その条件（約束事）を必死に考えて、五つにまとめた。それを言わせてもらえるものと思つていた。ところが、予定の四十分の審理時間のうち、裁判官はひつたり事件の確認に三十五分を使つてしまい、その後で、「何か言っておきたいことがありますか？」と振ってきた。しかし残り五分ではとても全部話せるわけがない。「裁判官は僕の希望を聞いてくれる気持ちなどそもそも最初からなかつたのだ！」と分かった。頭が真っ白になり、思わず、「特にありません」と言つてしまつた。ついで裁判官は、「親に何か言いことがありますか」と聞いた。親は「なぜ僕が非行に走ったのか」さっぱり分かつてないなかつたので、「いえ：あの：に教えてくれていなかつた」ので、「別に…」とつぶやいた。すると「それでは君を中心等少年院に送致します」と宣告され審判は終わってしまった。まだ後にも続いております。

「その少年は、当然頭に来た」。少年院に来てからも、事あるごとに、「ここを出たら、その足で家裁へ行き、その裁判官を一発殴つてやる」とこだわり、仲間から、「殴つてもその裁判官は反省しないよ。それなら、罪に問われる君が損するだけだから、絶対に止めなさい」と何十回も助言され続けたそうだ。こういう文章が続いているんですね。これは現職の裁判官じゃなくて退官をされた裁判官ですけれども、こういうことを新聞に発表されています。

本来ならば、少年にできる限り率直に話しても、全然こういうことがないんじやなくて、こういうことも十分あり得るんじゃないかというふうに思いますけれども、どうですか、こういう審判が行われているというその感想。

らって、そして待遇を考えるというのが家庭裁判所の審判でありますけれども、しかこのように、少年が本当に言おうと思っていたこと、言いたいと思っていたことも全然言わせてくれない、聞いてくれなかつたというようなことがこの記事に書かれている。それも元裁判官が言わわれています。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

先ほど委員が御指摘になられたケースにつきましては、具体的な事例として承知しているわけでございませんが、そもそも少年法の第二十二条はございませんが、はございます。第一項には、審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、自己の非行について内省を促すものとしなければならないと定めております。

そこで、この付添人という人は一体どういう人を想定しているのか。私は、弁護士あるいは支援団体のカウンセラーというのを思い浮かべますけれども、他方、被害者や遺族の友達、友人、上司あるいは親族なども考えられると思いますが、一体どういう人を想定されているのか。

その場合、付添人は「審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者」、この判断について、それはどういうような基準で判断が行われるのか、これについてもお伺いいたしたいと思います。

○細川委員 大臣、今ちょっと僕が読み上げた、感想といいますか、何がありましたら。

○鳩山国務大臣 家裁の少年審判というのは、やはり少年法の世界でもありますし、一般的の刑事裁判とイコールではないんだなと正直思います。家裁の場合は、非常に職権主義的な色彩があつて、

和やかにやらなければならぬということにもなつていて、どうでございまして、非常に技術的にも難しい部分があるんだろうなということを、先生のお話を聞いて、やはり優秀な裁判官でなければいけないな、法曹の質を落としてはならぬなどづく思いました。

○細川委員 ありがとうございました。

裁判所でも、裁判官の独立というのがありますから、その独立を保障するというその中でこういう問題が指摘されているということならば、ぜひ裁判所の方では検討していただきたいなというふうに思います。

次に、改正案の第二十二条の四の二項の、被害者等への付き添いのことについてお伺いをいたします。

傍聴する被害者等に付添人を認める規定がござります。これは、被害者、遺族などの不安とか、あるいは緊張を和らげる点で意味のある規定だと私も思いますけれども、逆に、運用によつてはトラブルの原因になるのではないかというふうにも思つております。

そこで、この付添人という人は一体どういう人を想定しているのか。私は、弁護士あるいは支援団体のカウンセラーというのを思い浮かべますけれども、他方、被害者や遺族の友達、友人、上司あるいは親族なども考えられると思いますが、一体どういう人を想定されているのか。

その場合、付添人は「審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者」、この判断について、それはどういうような基準で判断が行われるのか、これについてもお伺いいたしたいと思います。

○細川委員 付添人については、専門家である弁護士がこれに当たるのが適当というふうに私は考えております。

そこで、さきに今国会で犯罪被害者等に国選弁護士を選任する制度、この法律が成立をいたしました。

この審判の傍聴への付添人についても、国の選任する付添人があれば犯罪被害者あるいは遺族の逆に、少年にとつても安心感が増すのではないかというようなことも考えられます。これは、ぜひ検討すべきことだと考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。大臣でも局長でも、大臣が答えていただけたなら、大臣によろしくお願ひします。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、法二十二条の四の第一項で、被害者等の不安または緊張を緩和するのに適当な者とされておりますが、これに当たるか否か

ただ、解釈上は、傍聴する者のそばにいて安心感を与え、不安や緊張を緩和することが期待できる者とすることになりますので、例えば傍聴者の近親者や、あるいは事件直後から相談に乗つて信頼を得ている被害者支援団体の支援員の方などが想定されるかと思います。

なお、これも個別の事件における裁判体の判断となります。が、友人や上司でありますても、不安や緊張を緩和することが期待でき、審判を妨げ、またはこれに不当な影響を与えるおそれがないと認められる場合であれば、これに当たり得ると考えております。

なお、どのように判断をするのかというお尋ねですが、家庭裁判所では、記録に当たるほか、傍聴者と付き添いの候補者との関係あるいは候補者の職業等の情報を申し出人などから得た上で、その者が審判を妨げ、またはこれに不当な影響を与えるおそれがないと認められるかどうかを判断することになると思われます。

以上でございます。

○細川委員 付添人については、専門家である弁護士がこれに当たるが適当というふうに私は考えております。

そこで、さきに今国会で犯罪被害者等に国選弁護士を選任する制度、この法律が成立をいたしました。

この審判の傍聴への付添人についても、国の選任する付添人があれば犯罪被害者あるいは遺族の逆に、少年にとつても安心感が増すのではないかというようなことも考えられます。これは、ぜひ検討すべきことだと考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。大臣でも局長でも、大臣が答えていただけたなら、大臣によろしくお願ひします。

○二本松最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、法二十二条の四の第一項で、被害者等の不安または緊張を緩和するのに適当な者とされておりますが、これに当たるか否か

のは、いわば犯罪被害者等を支援するための公的弁護制度の導入というような御趣旨かと思いま

す。

この問題につきましては、内閣府に経済的支援に関する検討会が設置されました。ここで取りまとめ案が作成されまして、平成十九年十一月六日に、犯罪被害者等施策推進会議におきまして、この取りまとめに基づく施策の実施が決定されたわけあります。

関係の部分でありますけれども、現在、総合法律支援法に基づきまして、日弁連が日本司法支援センターに委託して実施している犯罪被害者等法律援助事業がございます。これが適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきこととされているわけあります。この犯罪被害者等法律援助事業でありますけれども、被害者やその遺族が刑事裁判等に関する活動を希望する際に、その弁護士費用を援助するというものです。

実際に今回少年審判の傍聴が認められるということになりますと、その関係で援助されるかどうかということは日弁連の趣旨によるところになりますけれども、現在も、この犯罪被害者等法律援助事業の対象となる活動といいまして刑事案件における法廷傍聴の同行もござります。また、少年審判における意見聴取の同行等も含まれておりますので、少年審判傍聴の付き添いもこの援助の対象になり得るのではないかというふうに考えていくところでございます。

○細川委員 それでは、大臣、お考えがあれば最後に聞いて、私の質問を終わらたいと思います。

○鳩山国務大臣 大変粗っぽい言い方になるかもしませんが、被害者の方々の人格とか人権とか尊厳、これをもつと重く見ようという少年法の改正をお願いしている。その趣旨から考えれば、被害者の方が傍聴に行く、それはさまざま不安があるでしょう、家庭裁判所という審判なんですから。そういう意味では、詳しくは今刑事事長が御答弁いたしましたけれども、細川先生御提案のような国選付き添い、被害者への付き添いというものは、大人の方の刑事裁判では被害者弁護という

のがあるのですから、十分考えなければならぬ仕組みだと思います。

○細川委員 ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○下村委員長 次に、加藤公一君。

○加藤(公)委員 民主党の加藤公一でございます。

この傍聴の件は、何といっても被害者の尊厳を守っています。

この反省に立つて犯罪被害者等の計画もついて政府全体で頑張っているところでございます。

きょうは、先日本会議で本法案について質問させていただいたときの大臣の答弁に対し率直に、まだ疑問の残っている点がございますので、限られた時間でございますのですべて網羅できるかどうかわかりませんが、時間の範囲で疑問点を少しでも払拭したいと思っております。また、多少話があつちのテーマ、こつちのテーマへと行くかもわかりませんけれども、法案の審議も終盤でござりますので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

まず、そもそも今回の法改正の理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。本会議の大臣の答弁の中に、少年審判の傍聴を一部認めることに対する理由として、「被害者等から、審判におけるやりとりをみずからその場で直接受け聞きして、その具体的な状況について十分な情報を得たい、そういう強い要望が示されていました」こういうお答えがございました。これについては、何か統計的に調べて、そういう声がふえてきたということが事実だとすれば、法律は変わっていなくてそういう声が強まってきたということは、何がしかの原因があつたというふうに考えるべきだろうと思いますが、その点、大臣はどう認識をしていらっしゃいますでしょうか。

○鳩山国務大臣 一つは、社会情勢の変化というのがその間に大きくなつたかどうかというのは私も確かに把握しておりませんが、ただ、犯罪被害者の方々が重んじられていないかった、もつと被害者や遺族の尊厳というのを守るべきだということが、それとも、そうではなくて、何かその声が強くなつてきているという別の御認識に至つた理由があるのか、そこから御説明をいただきたいとあつたと思うんですね。

例えば、法制審議会でそうした方々から御意見を聴取したときに、ヒアリングでございますが、少年がどんな態度で何を言うのか、裁判官や弁護士がどんな質問をしてどう答えるのか、被害者遺族、自分たちの思いをどこまで理解しているのか、そういうところが知りたいんですという直感があるのか、そこから御説明をいただきたいと思います。

これも本会議で御質問をいたしましたところ、大臣から、審判に支障が生じない範囲で認めるんだ、こういう御答弁がございました。この審判に支障が生じない範囲という要件は、法案のどこに書いてあるのか、どこからどう読み取るのか、お答えいただけますでしょうか。

○鳩山国務大臣 法律の条文そのものでお答えすることはできない。立法趣旨というか条文の趣旨ということでお答えをすれば、やはり少年の健全育成という少年法の大きな目標がある、したがつて、少年審判において、少年等のプライバシーにかかる事項を含め広く情報収集して適正な処理を教えていただいておりましたので、いかに少年の発言や態度を見たかたかたかです、死亡事故の場合は目撃者もなければ片一方の証言だけが正当化されがちですから、その証言が慎重なものか死亡した被害者の家族としても聞けるのがいいと思いました。

こういうような、被害者の方々をもっと大切に思っておりました。

○加藤(公)委員 私も別に、科学的に何かその原因を分析しているというわけではありませんが、恐らくその被害者あるいは最悪の皆さんをサポートしてこなかつたという事実が守られています。

この意見が多くなり、一つの盛り上がりを見せておきましたが、時間の範囲で疑問点を少しでも払拭したいと思っております。また、多少話があつちのテーマ、こつちのテーマへと行くかもわかりませんけれども、法案の審議も終盤でござりますので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

そこで、心から加藤先生に敬意を表したいと思つておきます。

遇選択を図るというのが大きな目標なんだろう。

したがって、家庭裁判所の少年審判というのには、たびたび申し上げておりますように、非常に職権主義的な、家裁の裁判官の思いによって比較的の自由にいろいろな方法をとつて審判を行つていい」という仕組みになつております。その中で、少年の心情の安定等、あるいは教育的にどういう効果があるかという点もきめ細かく配慮をして傍聴の許否を決める。つまり、審判への支障が生じないというときに傍聴を認める。むしろ、傍聴を認めることによって適正な処遇選択ができる、あるいは少年の反省を深めることができる、そういう感覺で傍聴の許否を決めていくことだと思っています。

ですが、たびたび申し上げておりますように、私は、この法律の改正の趣旨は、被害者の皆さんにできる限り温かく、被害者の尊厳、家族の尊厳ということが中心に置かれておりますので、できる限り傍聴が広く認められるように持つていてくださいあります。

○加藤(公)委員 本会議の御答弁を伺つても今聞いても、いま一つ私もちょっとよくわからないところがあるんです。

というのは、何か法案の中に明文化されて書いてあるわけではないのですから、審判への支障がない場合に限つて傍聴を認めるから、傍聴を認められた場合でも審判に対する支障はない、あるいは理念は変わらないと、何かトートロジーをおつしやっているように聞こえて、どうもそこがよくわからなかつたわけです。いまだにちょっと証然としないところはあるんですね。

その意味から、今回修正案が提出されておりますけれども、やはりこの基準というものを明確にするということに意味があるんではなかろうかと私は思つていています。

その思いを前提にしてもう一つ伺いますが、審判への支障がない場合に限つて傍聴を認めるんだ、こういう御説明ですけれども、それは、どういう制度的担保がこの法案の中にあるんでしよう

か。

○鳩山国務大臣 制度的担保というか、法律には少年の年齢とかそういうものを配慮しようと書いてあると思いますし、しつこいようですが、家裁の審判における裁判官というのか審判官というの

か、私は法律用語はわかりませんが、非常に職権主義的な運営をしていく中で、きめ細かな配慮を家裁の裁判官がするということで、それはある程度は任せなければいけない点だらうと思います。

○加藤(公)委員 では、私の理解を深めるために、もう何問かこのテーマでおつき合いをいただきたいと思います。

例えば、傍聴を認める、あるいは認めないと、どうもちょっとその判断は納得いかないなという判断が下されたときに、当事者の方が、いや、どうもちょっとその判断は納得いかないなといふときに、法律用語として正しいかどうかわかりません、不服申し立てみたいな仕組みが今回はどうられるのか、それとも全くそういうのはないのか、いずれですか。

○鳩山国務大臣 これは先ほどのやりとりでも、前の質問でもあつたかと思ひますが、傍聴の可否について、傍聬を認めたなら加害少年あるいは付添人側が異議を申し立てる、あるいは不服を申し立て、あるいは認めないと、いうことを家裁で決めて、ある人は認めないといふことを家裁で決めて、たならば被害者や被害者の遺族等がそれはおかしいと不服を申し立てると、いうことを制度化します

と、やはり少年保護の観点から、少年審判手続といふのは、とりわけ早期に審判を行つて決定を出されども、私は、できる限り広く希望が認められるべきだと思っております。

例えば、少年の処分を決める少年審判で、その少年が性的な虐待を受けていた事実等があつて、そのことが犯罪や非行につながつたとすると、これは少年のそれこそ知られたくないプライバシーに深く関わることでござりますので、そういうやりとりはやはり外に漏れでは困るというか、傍聴してもらうわけにいかないということになるのか

と思ひます。

あるいは、いじめを受けていた少年が、いじめをしていた被害者を傷つけた、いじめに耐え切れなくなつて仕返しをしたというようなケースです

と、これは何か大人の世界の組織犯罪にもそういうことが多くあるかと思いますが、やはり複雑な人間関係があつて、その被害者が傍聴に来れば少く、そういう考え方に基づいて、不服申し立てのようなものは想定いたしておりません。

〔委員長退席、早川委員長代理着席〕

○加藤(公)委員 では、別の視点でちょっとお伺いをいたします。

これも大臣の本会議での御答弁であります。裁判所による適正な処遇選択や少年の内省の深

いをいたします。

かた、これは、先ほど来もうほかの委員の質問でも大

分出ておりまし、水野筆頭の御質問の中では事

件の件数まで含めて御議論がありましたから、ま

ずが、さはさりながら、十二歳未満の年少の少年

については一律傍聴を認めないと、いうことは当然

あつてしかるべきだらう、修正案の中にもそういう

項目がございます。

これについて、午前中の参考人からも一つの考

え方ではないかという御意見もあつたかと思いま

すが、改めて大臣のお考えを伺いたいと思いま

す。

○鳩山国務大臣 十四歳未満の人は罪に問われない、罪を犯したというふうにならないわけでありますから、触法少年というのは、年齢的に区切られているわけですが、やはり特別な立場に立つているんだろうと思つてます。また、主に小学生といふのが決めにくいういう気持ちまではわかるんですけど、さはさりながら、十二歳未満の年少の少年については一律傍聴を認めないと、いうことは当然なりますけれども、確かに一律に年齢でと

うのが決めにくいういう気持ちまではわかるんですけど、さはさりながら、十二歳未満の年少の少年については一律傍聴を認めないと、いうことは当然なりますけれども、確かに一律に年齢でと

な思いを抱いて、言いたいことが言えないとか、そういうようなことを具体的に事件ごとに各裁判体が細かく判断するということだらうと思いま

す。

○加藤(公)委員 では、次のテーマといいますか

課題であります。本会議の答弁の中に、触法少年でありますことを理由に傍聴を認めないと、いう扱い

はしないというお答えがありました。いわゆる年齢の部分についての議論であります。

これは、先ほど来もうほかの委員の質問でも大

分出ておりまし、水野筆頭の御質問の中では事

件の件数まで含めて御議論がありましたから、ま

ずが、さはさりながら、十二歳未満の年少の少年

については一律傍聴を認めないと、いうことは当然

あつてしかるべきだらう、修正案の中にもそういう

項目がございます。

これについて、午前中の参考人からも一つの考

え方ではないかという御意見もあつたかと思いま

すが、改めて大臣のお考えを伺いたいと思いま

す。

○鳩山国務大臣 ですから、十四歳以下の触法少年には特別に

程度深い配慮が必要であるというふうに考えておりましたし、十二歳以下はまたさらに一層配慮が必要であると考えておりました。

ただ、本会議や前回の委員会の段階では、被害者の立場から考えれば、例えばかけがえのない家族が殺されてしまつたような場合に、その加害者が何歳であるかということは基本的には関係な

い、関係ないというか、そのことによって被害者の感情が大きく変わるものではない、したがつて、少年審判におけるやりとりをその場で直接見聞きしたい、具体的な状況について十分な情報を得たい、そういう心情には何の変わりもないということであのよう答弁を続けたわけでございましょうが、修正案がまとまっていく中で、十一歳未満の場合は傍聴を認めるのはやめようではないかあるいは、十四歳以下の触法少年ですかから十二歳、十三歳ということになりましょうか、その場合はやはり特別な配慮をしようという修正案に、私は異議はございません。

○加藤(公)委員 では、次であります。これも本会議のときにもお尋ねをしたのであります。少年の心身の状態を考慮するというところであります。

その中で、私からも、発達段階におけるさまざまな障害の有無についても十分に配慮するべきではないかと、いう御質問をさせていただいたところ、大臣からも、丁寧な対応が必要であると考える、こういう御答弁をいただいております。

これは大変ありがたいお話なんですが、一つ気になつておりますのは、もちろん私もそうですが、失礼ながら恐らく大臣もそうではなかろうかと思いますが、その加害少年がどんな障害を持っているかということは、我々素人だとなかなかわかりにくいことが多うございます。障害といつても、もちろんさまざまですから、すぐに素人判断で、もしかしたらそうかもしれないなと思えることもケースとしてはあるかもしれません、逆に、専門の方方が判断をしなければ把握できなまでもバランスの議論ですから、一方で、加害少年が健全な更生を果たして健全な育成をされていい、理解できないといったこともあります。

くいうこともまた大事な話であります。そのときには、仮にその加害少年が何がしかの障害を持っていた場合には、やはり特段の配慮をするべきだろとういう気持ちがあります。だから、それを日本語で丁寧な対応というふうに大臣からもお答えをいただいたんだと思うんです。

そのときには、家裁で裁判官の方というか審判官の方が判断をするだけで果たしてすべてがわかるか、十分な対応ができるかというとやや不安があるかもしれません。私は、やはりそこには専門家の力、プロの力をかりるというケースがあつてもいいのではなかろうかというふうに思っているんですね。つまり、心理専門職とか医師の方にできるだけ力をかりたらどうだろうかというふうに考えているんです。

これは、障害をお持ちの皆さんに対する配慮の一つのアイデアなんですけれども、率直なところ大臣はどうお考えになるか、感想で結構です、お聞かせいただけますでしょうか。

うのかなされるんたうと思しますね。ある財閥でいうと、今裁判になつております僕パパ事件というののはちょっと悲しい部分があります。ああいいうことが事件になるのは大変悲しいですが、実際、発達段階でいろいろな障害がある。

こういうことは余り大きな声で言つてはいけないのかもしれないが、障害があるから、発達段階での障害があるがゆえに犯罪を犯してしまったというケースは決して少なくないですから、そういう犯罪や非行を犯した少年にはそれなりの配慮がなければいけないということなんだろうと思ひます。実際、そのことと傍聴を認めるか認めない

いかということで、いつも申し上げているように、家庭裁判所の裁判官のきめ細かな配慮でうまくやるから大丈夫です、全部がそう言えるかというと、やはり発達段階におけるさまざまな障害の場合には難しい部分もあるかもしれません。

ようでして、その少年の状態を相当深く把握でき  
るとは考へつしませんが、裏条、章旨の有無

と、本当に大丈  
つけてあります

るとは考えられますが、れども、實際、障害の有無を含めて、少年の心身の状況、とりわけ障害があるかないかということについては、今先生がおつしやったような二点、工兵が二つか三つ必要な

○加藤(公)委員 付添人の方に対する意見聴取の件について伺ひたいと思います。

先日伺つたところですと、そもそも少年審判では、形にとらわれないで柔軟に審判運営を行うか

ら、付添人の意見は必ずしも一〇〇%聞くかどうかわからない、こんな話だったかと思いますが、逆に考えると、傍聴の可否を判断する前の段階で

○鳩山国務大臣 これも修正案が出て、私は、そ  
付添人の意見を聞くことのデメリットというのは  
何かあるんでしようか。

の修正協議のありようは知りませんが、出てきた修正案に決して異議はありません。

たが、修正協議がなされる前の自閉でござりますと、必ず付添人の意見を聞くという必要はないのではないか。これも、また同じことを何度も申し

上げますけれども、職権主義的に行う家裁の裁判官がきめ細かく配慮するのでその点は信用してほしいということを私は言い続けてきたわけでござ

いまして、付添人の意見を聞いて速やかに事柄を決定すればそれでいいと思っております。考えが変わつたというか、あえて聞かなくていいだろ

う、こういうふうな形で法律案を出しましたけれども、付添人に毎回毎回お尋ねするのも悪くないな、こうことです。

○加藤(公)委員 大分修正案に対しても御理解と御納得をいただけているよう、安心をしております。

では、最高裁に対し、設備面といいますか、施設面についてちょっと伺いたいと思います。

私も、東京家裁だけではありますけれども、審判廷を拝見してまいりまして、よくこの委員会の議論でも出てくることですが、大変狭いなどいうのがあります。そこで仮に傍聴ということになる

今回の件も、仮にこの法律が成立したとすれば、それにふさわしい設備を整えていくということは必要なんじやなからうかと思います。確かに、今あるものの中でいえば、広目のところを使いましょう、机をどうしましよう、席をどうしますようという話なのかもしれません、本当にそれだけでいいのかというと、私はちょっと疑問を感じざるを得ないです。

仮にこの法案が成立したときに、何かこの先、計画的に改修を進めるというような予定があるのか、あるいはそんな意思があるのかどうか、この点を伺いたいと思います。

○小池最高裁判所長官代理者 今家庭局長から御説明申し上げましたとおり、当面、さまざまな工夫で円滑な審判運営は可能であると考えておりますので、審判廷を一齊一律に改修するということでは予定してございません。

ただ、被害者傍聴の制度が導入されますと、いわば審判の考え方、あり方というところが変わつてくるわけでございまして、今までよりも審判廷の面積を広くした方が好ましいということは言うまでもございません。

そういうことでございまして、現在、裁判所庁舎の建てかえ、あるいは大規模な庁舎改修を行つたりしてございますが、そういうたびには、現状よりも広目の、それにふさわしい審判廷を整備してまいりたい、かように考えてございます。

○鳩山国務大臣 加藤先生の本会議の御質問のとき、私は、役所のベーバーでなくてそのことを御答弁申し上げた記憶がございます。

先生おっしゃるとおり、審判廷が狭いから裁判制度はできない、あるいは法廷が小さいから裁判員制度は無理だといふのは全く論理が逆で、裁判員制度をやるならばそれにふさわしい法廷をつくつていかなくちやいけないし、傍聴を認めるのだったら、それにふさわしい審判廷をつくらるべきやならないと思つてゐるんです。

私も両方とも視察をいたしましたが、裁判員の裁判が予定されている法廷も、もし傍聴者が満員

になりますと、閉所恐怖症でなくても、相当蒸れてしまう感じで、圧迫感がある。そのことで六人だけがいいのかと思ひます。確かに、今あるものの中では、広目のところを使いましょう、机をどうしましよう、席をどうします。

この傍聴の件も全く同じで、狭いがゆえに、いざを工夫する、バリアをつくる、いろいろとおつしやるけれども、そのことで傍聴が審判に悪影響を与えるようなことがあつてはならない、こう思つています。

そこで、我々は国會議員でございまして、予算を審議する立場もあるわけですから、例えば少年審判の傍聴対象事件が年間三百八十とか四百とかそういうオーダーであれば、与野党協力して裁判所、最高裁を応援しようではないか、こう思つてございます。

○加藤(公)委員 予算のかかる話でありますから、簡単に答えられないのはそのとおりであります。

心配しているのは、例えは傍聴される方がお一人だ、せいぜい二人だという話であれば何とかなるケースもあるかもしれません、先ほど來の議論の中で、被害者の方、御遺族の方が多いというケースは当然あり得るわけで、仮に傍聴を認めるということを決めたときに、設備によつて何か制約を受ける、制限を受ける、支障を来すというのはやはり望ましくないと想ひますので、これは真摯に御検討いただきたいというふうに思います。

では次に、モニター傍聴の件について伺いたいと思います。

ちょっと時間の限りがありますので多少はしますが、先日、これも大臣の御答弁なんですが、実は、

モニターによる傍聴についての私が見ているペー

ページを何度読み返しても、私にもよくわからないところがあるんです。ですから、刑事局長から

ちょっとと説明させてよろしいでしようか。私も、

プラスとマイナスと両方あるだろうということはわかるんですが、余り説得力のある説明を受けておりませんので、加藤先生は私と違つて強い説得力が必要ですから、あなた、ちょっとと答弁してください。

いろいろ読み返してみたんですが、それが失敗して広がつてしまふという意味がよくわからなかつたんですよ。何を失敗すると何がどう広がつてしまふのか、教えていただけますでしょうか。

〔早川委員長代理退席、委員長着席〕

○鳩山国務大臣 私は、モニターによる傍聴といふのも一つの有力な考え方であつて、今後の検討課題であるということは率直に認めようと思つております。

ただ、私は余り機械に強くありませんが、モニターで映像が映る、それがいろいろな回線の都合で、あるいはコピーされるというようなことで、ちょっととしたいたずらでほかのところでも見られてしまうとか、あるいは後日見られてしまうといふことになつたら、それは、それこそイン

ターネットに載つた情報が永久に消せないと同じように、悪いことが起きたのではないか、そういう危惧の念を申し上げたところでござります。

○加藤(公)委員 恐らくそれは技術的に解決できる話だらうと思ひますので、御検討いただくといふことは既に御答弁いただいていますが、それも含めて真剣に御検討いただきたいと思います。

そのモニター傍聴の議論なんですが、法制審の場でもその可否について大分意見交換があつたといふことは聞いてゐるんですが、果たしてその法

制審の中ではどんな結論になつたんでしょうか。そこがどうも私はよくわからなくて、つまり、圧倒的に反対派が多くたとか、賛成派が多くたとか、あるいはその数は拮抗していたとか、その

結果を受ける、制限を受ける、支障を来すというの

はやはり望ましくないと想ひますので、これは真摯に御検討いただきたいというふうに思います。

では次に、モニター傍聴の件について伺いたい

と思います。

ちょっとと時間の限りがありますので多少はしますが、先日、これも大臣の御答弁なんですが、実は、

モニターによる傍聴についての私が見ているペー

ジ見の状況でありますけれども、結論は、今大臣が答弁申し上げましたようにモニター傍聴に入ると課題であるということは率直に認めようと思つて、多くの委員が賛同するということでこれが部会の結論にはならなかつたわけであります。つまり、決をとつたわけではありませんけれども、部会の議論の大勢として、モニター傍聴を入れるという方向にはならなかつたわけであります。

ただ、積極意見と消極意見がそれぞれその過程で述べられております。

御紹介申し上げますと、積極意見、つまりモニター傍聴を認めるべきであるという意見をいたしましては、一つは少年に対する関係でありますけれども、被害者が現在在廷することで少年に対する萎縮的な作用が予想されても、別室でモニター

等を使うのであればこれを回避することが可能なりけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手続はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手続はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手續はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手續はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手續はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手續はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手續はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

被害者によりましては、少年の手續はきちんと見たいけれども近くに座るのは心理的な負担が大きめで、被害者にとっての観点でありますけれども、

以上が、部会の議論の経緯でござります。(発言する者あり)

○加藤(公)委員 大臣も、よくわからなかつたとおっしゃいました。私もよくわからなかつたし、お名前を出して恐縮ですが、中井先生もよくわからいんだよという…(発言する者あり)わからないんですね。

何でわからないかというと、私も法制審の少年法部会の議事録とやらは読ませていただいているんです、実はこれがわからないんですよ。ここに原因があります。わからないことの原因は、要するに、発言は書いてあるんですけども、だれの発言だかが書いていないんですね。きょうの本筋の議論ではないんですけども、法制審の少年法部会議事録、いつ開きました、どういう発言がありましたはいいんだけれども、だれが発言しているかわからないものだから、例えば一番目の発言と三番目の発言が別人なのか同じ人かもわからなないし、いざいろいろな意見は出ているけれども、実は、賛成、反対いずれかの意見はもしかしたら一人がずっとしやべっているだけかもしれません。そういう事情が全くわからないわけです。

私の価値観からすると、委員の方はもう既にお名前はわかつていてるわけですね。どなたがその會議に出席をしていらっしゃるかということは、委員でいらっしゃるかということは公開をされているわけですから、どなたが発言をされたかということがぐらい、この議事録に合わせて公開をしてもそれは間違いないだろう。

○鳩山国務大臣 この法制審であるいはほかの政府の審議会も同じかと思いますが、顕名化するかどうか、つまり名前を出してこの発言はだれかといふのを出すか出さないかというのは、どうも一律の規則ではなくて、その審議会の総会で決めるということのようござります。

法制審というのは、私はよくわかりませんが、従来、相当おどろおどろしいような内容のこと

審議してきたのかもしれません、歴史的には。そういう中で、何か、法制審は顕名化しないという法部会の議事録があつたわけです。

御質問をいたします。

一つは、修正案の中に、加害少年の明示の同意があれば付添人を付さなくてもよいという旨の規定が含まれておりますけれども、その趣旨というのは一体どうしたことなのが一点。もう一點は、審判の状況を家庭裁判所が被害者等に説明をするという規定がござりますけれども、これは個々の裁判体のことを指しているのか、それとも、一般的にいわゆる家庭裁判所、いわば裁判官でなくとも調査官等を含め職員が説明をするということもあり得るのか、この点を御説明いただきたいと思います。

○細川委員 付添人がいないときに傍聴を認める場合には、あらかじめ付添人を選任しなければいけない、こういうことにいたしました。それは、やはり少年に対する影響をできるだけ少なくするという意味で、専門の弁護士に付添人としてついてもらう、こういうことでございます。したがって、制度としては付添人をつける、こういう制度にいたしました。

しかし、少年と保護者があえてつける必要はないという今まで強制的につける必要はないのではないか、こういうことで、その点については、私たちとしては、そういう意思がある場合にはつけてもらおう、こういうことによどぎます。したがって、制度としては付添人をつける、こういう制度にいたしました。

○細川委員 付添人がいないときに傍聴を認める場合には、あらかじめ付添人を選任しなければいけない、こういうことにいたしました。それは、やはり少年に対する影響をできるだけ少なくするという意味で、専門の弁護士に付添人としてついてもらう、こういうことでございます。したがって、制度としては付添人をつける、こういう制度にいたしました。

しかしながら、少年と保護者があえてつける必要はないといつて、明確に、少年の健全な育成を妨げるおそれがない、そういう相当なときに認められるんだ、特にこういう限定を加えたところによどぎます。

それから、後の方の、裁判所の方で状況などを説明しなければいけない、そういう新たな条文を入れました。では、だれが説明をするか、これにつきましては、最高裁判所の規則にゆだねるというようにしております。

今回の改正の趣旨にかんがみますと、裁判官以外の者、例えば裁判所の書記官あるいは調査官が説明に当たるというようなことも考えておりまし

て、裁判官あるいは書記官、調査官、いずれかが説明に当たる、こういうことになろうかと思います。いずれにしましても、最高裁判所の規則に私どもはゆだねるということにいたしました。

○加藤(公)委員 ありがとうございました。終わ

○下村委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党的保坂展人です。まず、提案者の方にお聞きをしていただきたいと思

は審判の決定の前に裁判長に一言言いたい、いろいろな要望が出てくる、そういうことは大いに考えられるのではないか。

そうすると、少年審判の構造は、ぎりぎり変えたように、例えば審判に支障が生じない範囲でどちらに、例えは審判に支障が生じない範囲でどんか、より明確、もっと絞り込んだ規定はできないか。この規定で、少年法の理念そのものかから、具体的にどういう有用性というか有効性が生じるのか、お答えいただきたいと思いま

す。

○細川委員 現行法の少年審判の運営におきましては、少年の健全な育成を期するという少年法の目的を踏まえて行われる、そして政府案におきましても、少年の健全な育成を妨げるおそれがあるときは傍聴を許されないということがずっと説明もされてきているところでございますが、私どももこの今回の修正案につきましては、少年の健全な育成を阻害しない限度で傍聴を許すという趣旨を要件といたしまして、明確に、少年の健全な育成を妨げるおそれがない、そういう相当なときに認められるんだ、特にこういう限定を加えたところによどぎます。

そこで、少年に強い影響を与えないよう

に傍聴を許す場合には、裁判長が、被害者の座は、傍聴を許す場合には、裁判長が、被害者の座席と少年の位置とか職員の配置とか、あるいはそ

こにどういうような境をつくっていくとか、いろいろなことを考えまして、できるだけ少年の心身に影響を及ぼすことがないように、そういう配慮をしなければいけない、こういう規定にしては、傍聴を許す場合には、裁判長が、被害者の座席と少年の位置とか職員の配置とか、あるいはそ

こにどういうような境をつくっていくとか、いろ

うな懸念を裁判長の方としてはできるだけ払拭するような工夫もきちっとしていただきたいという

のが修正の趣旨でございます。

○保坂(展)委員 では、もう一問だけ。

大きな修正の点としては、触法少年に係る部分

だと思います。触法少年に係って、十二歳未満の

少年は対象から除外ということは私も賛成です。

ただ、なぜ十二歳なのかということを考えてみ

ますと、昨年の少年法のいわゆる少年院送致可能年齢、おおむね十二歳ですね。おおむねですか

十一歳も入って、よく考えてみると、小学校五年

生も一応、修正案でも、そういう例はないけれど

も、送れるんですね。

そうすると、十二歳、確かに小学生と中学生だ

けれども、これは触法少年というふうにしつかり

される被害者が入るわけですね。そして、傍聴さ

れる。今のところ傍聴するだけなんですね、あれ

て言えば。ですから、生の声をぶつけたいとか、

あるいは質問を少年に対してしたいとか、あるいは

るということを踏まえると、えて十二歳とい

うな目に遭っている、親に小さいころぶん殴られて

のにはちょっと根拠がないのではないかと感じるんですね。そこをお願いします。

○細川委員 触法少年を含めます低年齢の少年につきましては、一般に精神の発達が十分ではなくつきましては、一般に精神の発達が十分ではなく、その心情の安定への配慮ということが強く要請をされる、眞実を語つてもらうためにはより一層の配慮が必要とされる、こういうふうに考えてこの委員会でもこの問題についてはいろいろ議論をされてまいりまして、被害者の方々の傍聴を認めてることによってその影響が大変大きくて、いざれかの年齢をもつて下限を設けるべきではないか、こういう指摘もあったことでございます。

そこで、修正案としては、中学校に入学する年齢を自安にいたしまして、十一歳に満たない少年に

係る事件は傍聴を許さないということにいたしました。

そこで、十二歳から十四歳、こういった少年と

いうのは、一年一年心身の状態は著しく発達をす

るというふうにも考えます。その意味で、傍聴に

対していかに対応できるか、こういう点で、中学

生と小学生では大きな違いがあるのではないかと

いうことを私たちは考えました。したがって、十

四歳未満の少年に対しては個々に十分配慮をす

る、こういう規定を置きますとして、そして十二歳未

満は一律に除外をした、こういう規定にしたわけ

でございます。

○保坂(展)委員 私どもはもう少し、審議が終盤になつてはいるという感は私は持っていないんですけれども、全体の予定だときょうが採決というこ

とで、最後に、大臣にいろいろ聞いていただきたい

思います。

前回、実は一回目だったんですが、私に対する

答弁で、これは御紹介をされたということで、鳩

山大臣の意見ではないんですが、犯罪少年島流し

論というのを御紹介されました。

議事録を繰りますと、大学の授業で、少年が凶

悪犯罪を犯した場合は、大体過去をたどると不幸

な目に遭つて、親に小さいころぶん殴られて

いるとか、だから、そういう少年は何度でも犯罪を犯すから、離れ小島で開放処遇というのか、ボートもなく、離れ小島でみんな住まわせればいいんだ、そういう意見もあるんだよ、そういう刑事学的な考え方を聞いたことがあって、なるほどなと思ったことがあるんですよ。お話をその後、地元の、少年だとなぜ軽いんだ、こういう声がちまたにありますよという話につながっているんです。

学生時代に大臣はなるほどねと思われたと思うんですが、今、少年法改正案を提案している立場で、これはどういう意味で紹介されているんでしょうか。

○鳩山国務大臣 それは大学時代に、余り学校へ頻繁に行つたタイプではありませんでしたけれども、いわゆる刑事学とかいうようなことで、開放処遇という内容で授業を受けたんだろうと思いま

す。

開放処遇というのは、今先生おっしゃったようなことで、ただ、私がすごく興味を持つたのは、そのときに、六歳までの間に、父親が酒乱で、ぶん殴られたとか、あるいは両親のけんかがひどかったたというようなケースは、強盗強姦致死とか殺人とか、そういう犯罪を犯した人間の過去のいわゆる追跡、過去にさかのぼった調査をするとき、そういうケースがほとんどあるということを講義の中で聞き、それで、少年時代の傷というのはなかなか消えない、少年犯罪になる場合も多いし、大人になってから犯罪をすることも多いし、それが凶悪犯罪へ行つたり、あるいは累犯になつていくという話を聞いて、私は、ある意味でいうと、むしろ幼児教育の大切さというものを学んだというふうに思つております。

現在、少年法を提案する立場として、学生時代の、新派刑法学というのかわかりませんが、そういうような方々が主張した内容を参考にして何かをしようなどという気持ちは全くありません。

○保坂(展)委員 最後の瞬間を聞いてちょっと安心しましたけれども、全く逆ですね。確かに、少

年院在院者の中に虐待体験がある子が多いですね。だからこそ、矯正の現場では、意を尽くして丁寧にその少年たちの更生に対処していくというで、そういう不幸な過去があつても更生をして頑張つている若者もいる、そしてもう大人になつている人もいるということは踏まえなければいけないというふうに思います。

もう一つ、これはどうなんだろうと思ったところは、モニター傍聴のところです。

これは民主党の議員とのやりとりで、傍聴を認めるのはちょっと危険かなという場合に、傍聴は認めないんだけれども、モニターならないです

よ。そういう傍聴の補完的制度としてモニター傍聴を認めてはどうですか、大臣、そういう方向はいかがですかという質問があつたんです。それに對して鳩山大臣は、被害者の方が少しでも満足され、傷は一生負つていかれるようなケースが多いわけですから、そういう方が少しでも救われるようになりますから、そういう制度をつくりましたけれども、傍聴できない場合にモニターでとか、そういうことでも温かく被害者に対処していかなければならぬ、こういう思いです、こうおっしゃっているんですね。

ですから、先ほど議論はありましたけれども、この大臣答弁だけを聞くと、いや、傍聴は認めないけれども、モニターならどうぞという方向で、温かく被害者に対処していかなければならぬ

かしながら、私なりにいろいろ考えてみて、これは将来の検討課題としては十分値するものだということを大口善徳先生の御質問に対しても、あるいは中井先生の御質問に対してもお答えをしたというか、そういう理由であるということを申し上げた。しかし、それは全部実現できるかというと、具体的に言うと、できない場合も出てきますね。そういう場合、どう判断をしていくのか。その点、どういきさつだらうと思います。

ですから、それらを踏まえて、将来の検討課題としては十分検討すべきものであるということを申し上げているわけでございまして、今までの本

会議の議事録からこの衆議院の法務委員会のすべての議事録をお読みいただければ、それほど誤解されることはないと思います。

○保坂(展)委員 そうすると、その部分を聞いて、大臣は、運用の場で、モニターについては、

傍聴が認められない場合でもモニターでということを努力するというふうに言つていますから、やはりこれは正確を期していただきなければ困る

こと、個別の裁判所、裁判体によって判断されることになるわけでありますので、一概に何人までというようなことはお答えできないというふうに思います。

実際に何人までの傍聴が認められるのかということは、まず、もちろん少年の年齢や心身の状態等もございますし、それと同時に、審判廷の広さ、形状等もございます。そうした事情を踏まえて個別の裁判所、裁判体によって判断されることになるわけでありますので、一概に何人までというようなことはお答えできないというふうに思います。

仮に、許容できる以上の遺族の方が傍聴の申し出をされてきた場合に、どういうふうに対応するのか。これはもちろん各裁判所が個別に判断される

こと、ことというふうに思いますけれども、例えばお話し合いをしていただいて代表者に傍聴してもらう

こと、等々、適切な対応をすることが考えられるのではないかというふうに考えております。

○保坂(展)委員 裁判所に伺いますが、先ほど、日弁連の斎藤参考人の方から、そういう

し上げたわけです。

○保坂(展)委員 今そう言わるとわかるんですけども、議事録を読んでいる限り、あのとき私が聞いていた限りにおいては、提案をされているけれども、議事録を読んでいます。

○鳩山国務大臣 現在の制度では、この改正案で議員の質問に対しても、傍聴ができる場合モニターでとか、そういうことで温かく被害者に対処していかなければならないということは三年後の課題ですとは言つていなくて、こうですというふうに言葉を切つてるので、なるほど、これが今回の立法趣旨なのかなというふうに議事録だけ読んだ人は混乱しますね。

そこは、撤回されるのか、先ほどの答弁が正確だというふうに。

○保坂(展)委員 それと、審判廷の問題が出てい

ますね、広さが十五、六畳であると。先ほど細川さんにも聞きましたけれども、不幸にして被害者が大変多い事件は、そうすると、被害の軽重をつかがたい関係、被害者の方が例え十人を超えて臨まれるケースというのはあり得るわけですね。

しかし、それは全部実現できるかというと、具

体的に言うと、できない場合も出てきますね。そ

ういう場合、どう判断をしていくのか。その点、ど

うですか。

○大野政府参考人 確かに、今委員が指摘されま

したように、例え死亡した被害者に複数の遺族

がおられる場合等も含めまして、傍聴を希望され

る被害者側の方が複数名に上る場合は想定され

わけであります。

二タ一傍聴はできないんだと。傍聴が認められ

ない場合、モニターで見ることはできないん

ですね。

ケースばかりではないけれども確かにあったケースとして、逆送事件とか少年審判における例が紹介をされていました。いろいろアクシデントもあつた、場合によつては手をかける方も中にはいたという話ですけれども。

裁判所の法廷と違つて、審判廷はさらに狭い。そして、東京地裁など、オウム事件以降かなり、我々が行つてもいわゆる身体検査、持ち物検査をされますね。家裁はそれに比べて比較的門戸を広げているという実態だと思いますけれども、そういった安全面について、いざ何かが起つたときに大丈夫なのかという点について、どうですか。

○本松最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

まず、危険性等についてどういうふうに準備するかということについてですが、裁判所は、捜査機関から送られてきました証拠資料に含まれる少年や被害者等の供述調書を初め、被害者調査を含めたわゆる家庭裁判所調査官による調査の結果などを十分考慮した上で、被害者が傍聴すること不測の事態が起ることになる可能性があるかどうかについて適切に判断することになると思います。それに応じて裁判所の警備あるいは審判廷へ職員を配置する等、そういうことも検討することになります。

そういうことで、非常に厳しい警備をしなければいけない事件あるいは多数の職員を審判廷に入れなければいけないような事件というのはそもそも傍聴になじむかどうか、そういう観点から検討することになると思います。

いずれにしても裁判所の方としては、不測の事態は絶対に起こらないように、さまざまなお観点から準備をしていきたいと考えております。

○保坂(展)委員 先ほどちょっと聞き落としたところを提案者にもう一度お聞きしたいんです。加藤委員からお話をあつた付添人は、少年及び保護者の意向によって特に必要ないという場合、そのときはつけないんだ、こういうお話をなん

ですが、細川提案者も十分御承知のとおり、大体、家庭環境において親子がうまくいっていない場合が多いですね。少年事件の加害少年の場合。そうすると、親と子の関係で、そんなものはやめろと親が言うかもしれない。

そして、この審判廷のそう長くない展開の中でも、家庭裁判所の審判の中でも、どうしてもプライバシーだと生育歴とか親子関係にぐつと踏み込まれますね。家裁はそれに比べて比較的門戸を広げているという実態だと思いますけれども、そういった安全面について、いざ何かが起つたときには言えません、こんなことはできないと思うんで大丈夫なのかという点について、どうですか。

○本松最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

まず、危険性等についてどういうふうに準備するかということについてですが、裁判所は、捜査してこういう修正になつたんですね。細川提案者も本当はついていた方がいいんだと思つていらっしゃると思うんですが、どうしてこういう修正になつたんですね。

○細川委員 傍聴の申し出があつたときに付添人がいない場合には付添人をつける、こういうことにしたわけなんです。

今度は、傍聴で付添人をつける、こういうふうにしたんですけれども、これは傍聴ということだけで付添人をつける、検察官というものが出てきて事実関係でやる、そのときには国選の付添人がしっかりとそこに対応していく、こういう構図に今のはなつていてるんです。

それでも傍聴したいというそれぞれの方の意思ということになるんでしょうけれども、同時にそういうメンタルヘルス面でのケア、余りにも二重のショックを受けてしまうようなことになるところにはそういう配慮も必要ではないか、こう思ふんですけれども、いかがでしようか。

○鳩山国務大臣 保坂先生の今のお話は、現実的に確かに注意しなければいけない事柄だと思うんです。例えば交通事故で、業務上過失致死かと思いますけれども、加害少年がいて、被害者が亡くなつてしまつた、そして遺族がその少年審判を傍聴する。ともに非常に生々しい記憶がまだ消えていないというような状況。

ですから、先ほどから何度も御答弁申し上げておりますように、家裁の審判廷を主宰する裁判官に、非常に職権主義的に裁量の多い裁判をやるわけでしょうねから、そういう中できめ細かく配慮して傍聴を可とするか、あるいは否とするか決めていただく、こういうことだと思います。

○保坂(展)委員 大臣、この新しい制度は、少年

鳩山大臣にお伺つていきますけれども、確かに犯罪被害者の方の中からぜひあの審判廷を見たいという話を、参考人質疑できようも土師さんからお聞きをしました。

ただ、他方、私が十年前に取り上げた、世田谷における交通事故でお子さんを亡くした片山さんは、犯罪被害者が傍聴することによって、少年審判は非常に短い期間に行われるので、例えばお子さんの死亡という重大結果が生じて非常に間もない時期とというのですか、余り月日がたっていないときからもう始まつていくので心の整理がいろいろできていない状態で、しかも少年の言うことが犯された罪について十分自覚したりと

いう領域にそもそもなつてない、ですから、不用意な言動とか強がりとかひどい態度ということでも、二重のいわば傷を負つてしまうのじやないかと。

それでも傍聴したいというふうに答弁しているん

りましたけれども、原則と例外について、私も前回聞きましたけれども、例えば大野刑事局長は、これは常に傍聴をできるというもののでは、それは

適当ではないだろうというふうに答弁しているんですね。また、少年審判に支障のない範囲でといふことも言っておられる。大臣の本会議の答弁書もそうだったですね。しかしながら、思いの部分では、いや、原則傍聴できるんだ、こういうお話をなさつた。しかし、それは大臣の思いであつて、それは個人の思いなんでしょうね。

法務大臣として、刑事局長の言つてのこととやはり一致してもらわなければ法案の中身について私たち確定できないので、そこは刑事局長が言つてきたとおりなのかどうか、そこを最後に聞いて、終わりたいと思います。

○鳩山国務大臣 刑事局長はやはり、今は検事であり、なおかつ役人であるという立場で、正確無比な答弁を心がけているんだろうと思います。私は、大臣という立場で、官僚に比べれば人間的な、心を前面に出して答弁をしたい、こういうふうに常日ごろ思つております。

そういう意味で、保坂先生がおつしやる少年法の精神とか存在意義というものは何も変わらない。少年の健全育成ということに十分注意を払わ

るということを確認していいですか。

○鳩山国務大臣 少年法の目的というか精神といふものを大事にするという点では、この法改正によつて何ら変化が起きるものではないと思いま

す。

ただ、今まで、これは少年審判だけではなくて

一般的の大人の犯罪を含めて、被害者という方々の立場とか、あるいは尊厳とか人権とか、あるいは

経済的な側面もあるかもしれない、メンタルヘルスの問題もあるかもしれない、それが余りに軽視されてきたといった反省の上に立つて、この少年法ももつといいバランスのものにしようという形で、今回の改正案が提案されたものでございま

す。

なければならぬ。しかし、最愛の御家族を例えれば殺された、亡くされたという御遺族の気持ちは察するに余りあるものがあると私は思つてゐる。そういう方々がその少年審判を見たいと迫切に思つた場合に、そういう気持ちにはできるだけこういう思いが強く出て、階委員とのやりとりの中であらわれたというふうに考えてください。

○下村委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○下村委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○下村委員長 討論の申し出がありますので、これを許します。保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党的保坂展人です。

今回、三会派提出の少年法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正案を除く原案について反対の立場で討論を行います。

今回の法改正は、被害者等に少年審判の傍聴を認め、家庭裁判所に被害者への審判状況の説明を義務づけるなどの内容であります。被害者側が加害少年の情報を得たいと希望することは十分理解できます。この点について、二〇〇〇年の少年法改正において、被害者に対する記録の閲覧、贈写、意見聴取、審判結果の通知等の制度が新設され、国費による被害者弁護人制度、また現行少年審判規則で被害者の在席を認める制度の活用によって、被害者の知る権利は一定の前進を果たしています。こうした制度の存在を丁寧に知らせ、被害者の方が活用できるような支援体制の整備こそが求められているのではないかと想ひます。

本法案のように、少年審判を被害者が傍聴することで、精神的に未成熟で社会的経験も乏しい少年が、心理的に萎縮し、率直に事実関係の説明を行つたり、心情を語つたりすることが困難となることがあります。傍聴している被害者等に影響

され、少年の生育環境等の非行の原因と考えられることは懸念されます。

そもそも少年法は、発達途上にある少年に対しても育成を図ることが目的であり、少年審判は、裁判官、調査官、付添人らの教育的、福祉的な働きかけにより、少年が犯した罪に真摯に向き合い反省を深める場となることを強く期待されて運営されてきました。被害者の怒りや悲しみと少年審判の場で向き合つことが、少年法の教育的、福祉的功能を損なうおそれがあり、賛成することはできません。被害者に対する支援策はさらに充実させられる必要がありますが、本来少年の立ち直り支援のための手続である少年法においてなし得ることには限界があり、別途手立てが必要かと思います。

なお、三会派による修正案は、少年の健全な育成を妨げることがないことを傍聴を認める要件として加えるなどの修正を行つておりますが、具体的な有効性、運用がどこまで歯どめになるのかが不明な点がございます。また、十二歳以下ということについての根拠も、触法少年という形で切れないのであれば、この点についての疑問もございます。拙速な修正ではなく、徹底的な委員会審議を行い、少年審判を改正において、被害者に対する記録の閲覧、贈写、意見聴取、審判結果の通知等の制度が新設され、国費による被害者弁護人制度、また現行少年審判規則で被害者の在席を認める制度の活用によって、被害者の知る権利は一定の前進を果たしています。こうした制度の存在を丁寧に知らせ、被害者の方が活用できるような支援体制の整備こそが求められているのではないかと想ひます。

○下村委員長 これより採決に入ります。

○下村委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決いたしました。

○下村委員長 「賛成者起立」決すべきものと決しました。

○下村委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決いたしました。

○下村委員長 以上、反対の討論といました。

○下村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○下村委員長 これより採決に入ります。

○下村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○下村委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○下村委員長 「賛成者起立」採決いたしました。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○下村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○下村委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○下村委員長 「賛成者起立」採決いたしました。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○下村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

#### 少年法の一部を改正する法律案に対する修正

少年法の一部を改正する法律案の一部を次のよう

うに修正する。第二十二条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十二条の四第一項中「同項第二号に掲げる少年」の下に「（十二歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。）」を、「考慮して」の下に「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」を加え、同条第三項中「前項」を第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 裁判長は、第一項の規定により審判を傍聴する者及び前項の規定によりこの者に付き添う者の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員の配置等を定めるに当たつては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならない。

第二十二条の三の次に一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。  
2 家庭裁判所は、前項の規定により第二十二条の三の次に第一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。  
3 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により第二十二条の三の次に第一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。

3 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により第二十二条の三の次に第一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。  
2 家庭裁判所は、前項の規定により第二十二条の三の次に第一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。

ない。

〔第二十二条の三の次に一条を加える改正規定中第二十二条の三〕を〔第二十二条の三第四項中「前項」の下に「（第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条〕に、「一条を」を

〔三条を〕に改め、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

〔弁護士である付添人からの意見の聴取等〕

第二十二条の五家庭裁判所は、前条第一項の規定により審判の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聽かなければなら

ない。

2 家庭裁判所は、前項の場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない。

3 少年に弁護士である付添人がない場合であつて、最高裁判所規則の定めるところにより少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときは、前二項の規定は適用しない。

4 第二十二条の三第三項の規定は、第二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人について、準用する。

〔被害者等に対する説明〕

第二十二条の六 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

2 前項の申出は、その申出に係る事件を終局させることのできる決定が確定した後三年を経過したときは、

3 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により第二十二条の三の次に第一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。

2 家庭裁判所は、前項の規定により第二十二条の三の次に第一条を加える改正規定中第二十二条の四第一項の次に次の二項を加える。

下に「（第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

合において、被害者等による少年審判の傍聴に附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、被害者等による少年審判の傍聴に附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

〔検討〕

合において、被害者等による少年審判の傍聴に附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 政府は、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。